

開議の宣告

田中敏雄 議長 ただいまから本日の会議を開きます。

一般質問

田中敏雄 議長 日程第1、一般質問を行います。

質問は順番をもって許可いたします。

土 田 百合子 議員

田中敏雄 議長 2番土田百合子議員に発言を許可いたします。

2番土田百合子議員。

【2番（土田百合子議員）登壇】

2番（土田百合子議員） 皆様、おはようございます。公明党の土田百合子でございます。

一般質問2日目のトップバッターとして質問出来ますことを心より感謝申し上げます。

合併後、初めての予算が計上されまして、想像以上の厳しい財源不足の中、市民の安全・安心を守る防犯・防災情報のメール配信サービスの実施と、これまで平鹿町で取り組んでまいりました子育て支援のハートフルブックスタートを全域で実施してくださることを心から感謝を申し上げたいと思います。ブックスタートにつきましては、赤ちゃんの体の成長にミルクが必要なように、赤ちゃんの言葉と心を育むには家族の温もりの中で語り合う時間が大切との認識から、絵本の読み聞かせを通じて、親や家族と子供とのかけがえのないひとときを持つことを応援する運動として広がっております。薄れつつある社会の母性、子供への虐待、子供の引きこもりや切れる現象など、こうした問題解決への糸口となることを期待いたしまして、通告に従い一般質問させていただきます。

1番の特別支援を必要とするLD、ADHD対策についてでございます。

これまでの特殊教育においては、障害のある児童・生徒が自立し社会参加する力を養うため、一人ひとりの障害の種類や程度に応じて、盲・聾・養学校並びに小・中学校の特殊学級及び通級による指導においてきめ細やかな教育が行われてまいりました。しかし、平成7年ごろから通常学級に在籍している児童・生徒で、知的遅れはないが学習上特別な配慮が必要な子供たちが相当数いることがわかっております。学習障害のLD児、注意欠陥多動性障害のADHD児または高機能自閉症、アスペルガー症候群と言われるものです。

学習障害のLD児とは、知的発達に遅れはないけれども、聞く、話す、読む、書く、計算をする、推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しく困難を示すさまざまな状態にあります。LDの中には、トム・クルーズ、エジソン、アインシュタインといった世界的にも有名な方がいらっしゃいます。注意欠陥多動性障害のADHDは、一般的に授業中に離席する、思いつくまま相手を気にせず話す、順

番を待つのが難しい、絶えず動き回る、協調性に乏しく、同年齢の仲間をつくるのが困難であり、ルールが守れないため級友とのトラブルが絶えない、このような症状が見過ごされ、ケアがなされずにいると偏見や誤解が生じ、子供たちにとって大切な成長や発達を失うことがあります。大人になって私生活や職場等での困難な状況を改善するための適切で多様な支援が不可欠でございます。

高機能自閉症、アスペルガー症候群の子供は、この次の3点が重要であります。1つに人とのかかわりが困難である、2つに相手の感情や立場を理解できない、3つに特定の物へのこだわりが強く、友達から変人扱いされがちとなっております。反面、ある特定なものについてはすぐれた才能があり、丸々博士、昆虫博士といったすぐれた記憶力もあります。一度インプットしたことは忘れないアスペルガー症候群の子供にとって、欠点を矯正するよりも長所を伸ばすことが重要でございます。

秋田県内においては、小・中学校軽度発達障害のある児童・生徒は全体の1.6%、約1,494人との調査結果が出ております。横手市では平成16年7月から8月の調査によりますと130人ないし150人いるとの結果が出ております。全国調査によりますと、知的発達には遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を持っている者と担任教師が回答した児童・生徒の割合は6.3%であります。6.3%という数字は例えば小学校・中学校で40人学級であるならば2人ないし3人、30人学級であるならば1人から2人が特別な教育ニーズにある子供となります。横手市児童・生徒数8,351名の6.3%といたしますと、約500名となります。

このような教育現場からの問題の指摘を受けて、文部科学省では平成15年3月の今後の特別支援教育のあり方についてを受け、15年度及び16年度の2年間にわたり特別支援教育推進体制モデル事業を47都道府県に委嘱して実施しております。17年度においては、これまで実施してきた事業内容を継承するとともに、事業の対象を幼稚園及び高等学校にも拡大し、乳幼児から就労に至るまでの一貫した支援体制の整備を図ることとしております。現在、横手市においては、朝倉小学校に特別支援教育地域センターが設置されており、県南地域への相談に上がっているようでございます。

質問の1点目に、学習障害を持つ児童、LD、ADHDの支援対策についてでございます。

生徒に対する支援がようやく具体的に始められたわけですが、秋田県では1.6%、1,494人のLD、ADHDの生徒が県内にいることを私たちは認識し、本市においても支援対策を講じなければならないと思います。問題は一般に正しく理解されていないことにあります。何よりも専門知識を持つ教員の育成が課題であると感じた次第でございます。現在の小・中学校におけるLD、ADHD児童に対する取り組みと課題についてお伺いをいたします。

質問の2点目に、今年度18年4月から発達障害支援法が施行され、やっと公的支援の第一歩が踏み出されておりますが、アスペルガー症候群や高機能自閉症が代表的で、この2つはよく似ており、違いは高機能自閉症には言葉の遅れが見られる点であります。問題は周囲からその障害がわかりにくい、親のしつけが悪いと思われがちなこと。原因は脳の障害があって、親の育て方のせいや本人のわがままではないということの理解が必要でございます。これまで発達障害は知的障害を伴わない限り、法

的には福祉サービスの対象外でありました。今日、発達障害支援法の施行により、初めて早期支援体制が作られるようになりました。この法律には、障害がある本人だけでなく家族への支援も織り込まれておりますが、本市においては家族に対してどのような支援をしていくのか、お伺いをいたします。

3点目に、今後の小・中学校における特別支援教育の推進についてでございます。

クラスに1人ないし2人のLD、ADHD等を含めたすべての障害のある子供について、文部科学省においては、特別教育支援計画の作成、すべての小学校に特別支援教育のコーディネーターの配置の推進、児童・生徒が通常の学級に在籍することを基本としながら、特別支援教室の設置によって特別支援教育を行う構想が打ち出されております。このような3点の特別支援教育の推進についての対応をお伺いしたいと思います。

次に、5歳児健診についてでございます。

LD、ADHD、高機能自閉症など、新しい認識におけるカテゴリーの発達障害については、専門知識を持った人以外は知見も少ない状況にあると思います。本市の乳幼児の健診率は90%を超えており、保健師の皆様には心から感謝を申し上げたいと思います。ただ、3歳児健診で経過観察となった子供に対する指導と保育士さんとの連携については、もう少し検討の余地があると考えております。障害の多くは、学童期以降に学校や家庭、地域で行動上の問題や、時には社会問題まで発展することから、幼児期からの予防と対策が緊急課題となっております。現在3歳児健診の後、発達相談の機会が空白になっており、保育園、幼稚園の集団生活を経験して初めて、友達になじめないといった問題が出てまいります。5歳児前後に1回、発達相談が入ると療育につながり、発達障害に対応できるのではないかと思います。

そこで、私は県の教育委員会に出向き、5歳児健診について質問いたしましたところ、鷹巣町の5歳児健診の取り組みの紹介を受け、2月に視察してまいりました。鷹巣町では平成15年に県の委嘱を受けてモデル事業として5歳児健診がなされております。実施要項として、乳幼児健診は就学に至る成長過程の適正において一貫した健診が必要である。3歳児健診と就学健診の中間期に5歳児健診を行い、もって援助が必要な場合に、早期に適切な対応を図るとともに、すべての子供たちによりよい発達を促すことを目的として、前期、後期の2回実施されております。

その結果、5歳児健診は就学までに1年以上の期間があり、保護者が就学に向けて余裕を持ってしつけや生活習慣の改善について考える機会として有効であったこと、また精神発達面で経過観察が必要な幼児については、3歳児健診までに障害幼児通園施設での療育を開始しフォローされているケースがほとんどであり、教育相談では、しつけや言葉、生活習慣など、家庭でのかかわり方についての相談が最も多かったとされております。そして5歳児健診の場で、子供のことについて気軽に相談できる機会があることを保護者が知ることにより、就学に向けての橋渡しとなったとしております。この事業結果から、合併後の北秋田市では5歳児健康相談として実施しております。

私は、鷹巣町の5歳児健診を通して、本市においても取り組むべきと思います。平鹿町においては4

歳児健診が実施されておりますので、その結果を踏まえて検討すべきと思いますが、5歳児健診実施についてのお考えをお伺いをいたします。

2番の幼稚園、保育所一体の取り組みについてでございます。

文部科学省と厚生労働省では、保育所と幼稚園の両方の機能を備える認定子ども園が平成18年10月からの本格実施に向けてスタートされる方針でございます。今年度は全国35カ所で総合施設モデル事業を実施し、総合施設に関する具体的な制度設計を行っており、県内においては浅舞感恩講保育園が選定され、調査・研究を実施しております。総合施設に関しては、このたび国では名称を認定子ども園とし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案が提出されております。18年10月施行となる可能性が高いことから、これまでの研究成果を生かし、認定子ども園に関する認定基準条例を制定するとともに、モデル事業の実施等により県内保育所、幼稚園等から認定子ども園の移行を推進するとしております。

浅舞の感恩講保育園が平成17年度に保育所実施型として、従来まで蓄積された保育所機能を充実させるとともに、幼稚園機能を付加し、幼保の枠組みを越えた就学前の教育と保育を一体とした総合施設モデル事業として研究課題を設定し取り組んでおります。浅舞感恩講保育園がこのような国のモデルに手を挙げた理由として、人口構造の変化、経済環境の変化に伴い、家族機能の低下等を背景に、社会福祉に対するニーズとその他多様・複雑化が見られるようになったこと、そして何よりも利用者が厳しい目でサービスの選択を受ける時代に直面していることを真摯に受けとめることのできる最善の機会であると考え、事業を実施したとこのことでございます。総合施設における就学前の教育と保育のあり方については、保育園の教育要綱及び保育所教育指針を基準とし、地域の特性である浅舞感恩講の歴史と伝統を生かし、独自の保育ブランドを加味した就学前児童の養護と教育が一体となった指導計画が実施されております。特に幼児期教育は、子供への環境構成が基準であることが理解され、保育者の役割として直接に豊かな遊びの中で、プレイマネジャーの視点の重要性が確立されたとしております。また、小学校との円滑な連携においては、小学校への段差なく就学ができる、いわゆる発達段階を踏まえた円滑な移行ができたとの報告がなされております。

また、私は美郷町の幼保一体運営をしているなかよし園も視察してまいりました。美郷町の幼保一体運営の利点として、少子化という社会環境の中で、より多くの児童と交流し合える幼児期の発達にいい影響を得られる。また、遊びに広がりが出てくることや年齢の差を越えた交流も容易である。ゼロ歳から5歳までの一貫教育の中で児童の育成過程を見ることができることや、保育の状況や環境設定など技術面での専門性が高められる。小学校生活へ不安なく移行できるといったメリットがあるようです。

質問の1点目に、国では今年度10月より、教育、保育を一体としてとらえた一貫した総合施設の実施に向けた取り組みが始まりますが、本市における考えと実施計画についてお伺いをいたします。

質問の2点目に、ますだ保育園を幼保一体の子育て支援のモデル園への提案についてでございます。

新施設の形態としては、幼稚園と保育所の併設、保育所機能を加えた幼稚園、幼稚園機能を加えた保育所、自治体の独自設置施設の4つのタイプを想定しております。これに伴い、両施設が受ける財源措置についても要件を緩和し、いろいろな特別措置が設けられております。本市においては公立保育園12カ所がございますが、17年度開設されました総合子育て支援施設はまだ保育園は、幼保一体の取り組みのモデル園としての機能が十分に備わっていると見てまいりましたが、当局のお考えについてお伺いをいたします。

3点目に、乳児健康支援預かり事業（病後児保育）を市立横手病院または大森病院で実施出来ないかという質問でございます。

感恩講保育園では、保育園の隣に病後児保育のワンルームを設置し、いつ子供さんが見えられても対応が出来るようにしてありました。横手市唯一の病後児の子供さんを預かっていただける施設でございます。今後、幼稚園、保育所の総合施設の取り組みの中に病後児保育がなされれば理想ではありますが、現実にはまだまだ時間がかかるように思います。そこで、県内の病後児保育の設置状況を見てみますと、秋田市においては秋田赤十字乳児院、能代市では安岡小児科医院といった病院内に設置されております。乳児健康支援預かり事業（病後児保育）につきましては、平成13年度9月議会で一般質問いたしております。そのときの答弁では「横手病院、それから関係機関と協議しながら進めてまいりたい」との答弁でございましたが、あれから早5年が経ちますが、どのように検討されたのか、お伺いをいたします。

3番の子育て支援についてでございます。

1点目の出産育児一時金受領委任払いについてでございます。

出産育児一時金受領委任払いにつきましては、平成13年9月に一度一般質問いたしております。国では出産費用の負担を軽減する出産育児一時金が今年の10月から現行の30万から35万円にアップと助成の支援策がさらに前進いたしております。猪口邦子少子化担当大臣は、少子化対策について、フリーパス、出産育児無料化を広く検討することを視野に入れ、経済支援で出産率の低下に歯どめをかける考えを、少子化社会対策推進会議で意向を伝えるとのことで、やっと少子化対策が本格的に動き始めたという感じがいたします。

これまでの本市における出産育児一時金の支給につきましては、被保険者から出生届を受理し、窓口で一時金を請求し、これを受けて市から被保険者の口座に現金を振り込んでおります。しかし、出産後、約1週間で退院する現状では、退院前に一時金を受け取ることは大変難しく、被保険者は退院時に出産費用の全額を用意する必要がございます。また、入院、分娩費や出産準備にかかる費用など含めると、実際に出産にかかる費用は個人差はございますが、35万円を上回るケースが非常に多くなっております。このような子育て支援の経済軽減策として、全国的にも国民健康保険者が出産した場合、国民健康保険が給付する出産育児一時金を市が医療機関に直接支払うという受領委任払い制度が始まっております。被保険者は通院の際、病院の窓口で備え付けの申請書を記入し、出産費用35万円の差額を添えて提出するだけでございます。市役所での申請書や現金の用意が不要となり、被保険者に負担が軽減されると思

います。本市の次世代育成行動計画のアンケート調査の育児に関する悩みや不安について、一番に経済的不安と負担を上げております。このことから子育て支援の経済軽減策の1つとして取り組みが出来ないものか、当局のお考えをお伺いをいたします。

2点目に、小児科病棟に保育士の配置についてでございます。

市立横手病院の小児科の診察受付が、これまで病院の窓口の対応でありましたが、自宅からの電話で診察受付が出来るようになりまして、子育てのお母さんたちから大変感謝されております。これからの医療は、患者さんの立場でよりよい医療サービスの提供を目指すことにより、市民から未長く愛される市立病院になることを期待するものでございます。

私の長女も気管支ぜんそくで15年間入院・退院を繰り返し、夜中に何度か救急外来で点滴をした経験がございます。そのときに親切にしてくださった看護婦さんのことを今もって感謝いたしております。子育ての大変なときの励ましの一言が強く生きていけるきっかけになったこともございます。これまで横手病院にお世話になり退院された患者さん用のアンケート調査の中に「看護婦さんが優しくてよかった」との感想が幾つもございました。恐らくこのように感じられた方は生涯を通じて、子育てのよき思い出として残り、今後も変わらない横手病院とのつながりが出来ていくと思います。このような相互の信頼関係をより強く結び、より多くの患者さんに愛される自治体病院を目指してほしいと願うところでございます。

さて、平成16年度の小児科の入院状況は7,667人で、1日平均21人となっております。病名の入院別は気管支ぜんそく、肺炎、感染症、胃腸炎となっております。小児科の患者さんは入院が必要なケースが多いわけでございます。最近、核家族や共働きの夫婦が増加しております。このことから秋田市の市立病院では、子供の入院にしっかり付き添いが出来ない家族が多くなっていることから、医師や看護師さんから保育士の配置を求める声が上がリ、小児科病棟に保育士1名を置いて対応をしております。保育士の導入について、私は自らの体験を通し、入院するとどうしても病院だけの生活となり、特に気管支ぜんそくの場合は、短くて1週間ないし10日ほどの入院となり、ストレスが溜まってまいります。用事があって子供が眠ったときに買い物に出かけたりすると、点滴が逆流したり点滴が外れて血だらけになっていたことが何度ございました。用事があるときに気軽に子供をちょっと頼めるとすれば、入院中も楽しく過ごせるのではないかと思います。小児科病棟に保育士配置の提案についてお伺いをいたします。

4番目のAED（自動体外式除細動器）設置と普及についてでございます。

AEDは、平成16年7月より、医師や救急救命士に限らず、誰もが使えるようになりました。全国的にも公共施設、スポーツ施設などへの設置が進み、心臓突然死に救命の道が広がっております。心臓突然死の多くは、血管が詰まるなどして心臓の心室が細かく震え、体に血液が送り出されていなくなる心室細動が原因とされております。AEDは心室細動を起こした人に電気ショックを与えて心臓の動きを正常に戻す装置のことでございます。半年間にわたって開かれた愛知万博では22万人が入場し、この

AEDがすごい威力を発揮をしております。6月には心肺停止状態に至った男性を、現場に居合わせた来場者が会場内のAEDを使用して救命し話題となっております。報道によりますと、期間中は5人が心肺停止で倒れ、4人が電気ショックなどで一命をとりとめ、会場内には約100台のAEDが設置され、約3,000人の万博スタッフも講習を受け、まさかのときに備えたとお伺いをいたしました。

私も実際に消防署で除細動器(AED)を体験させていただきましたが、操作は驚くほど簡単で、本体とコードでつながった2つの電極パッドをそれぞれ患者の右肩と左脇腹に張り、電源ボタンを押すと、AED音声で順を追って説明してくれます。電気ショックが必要かということも装置が心電図を想定して自動的に判断し、心室細動の特徴を検知したときだけ作動する仕組みで安心して使えます。本市の場合、現在、救急車の中に除細動器を備えて万全の対応をしているとのことで安心をいたしました。そして最近、2名の方がAEDで助かったとのうれしいお話を伺い、AEDの威力に感心した次第でございます。

心室細動は、早い段階で電気ショックを与えれば回復いたしますが、1分遅れることにより救命率は7%から10%ずつ下がり、10分過ぎると救命は難しくなるとされております。発生から3分以内にAEDが使われた場合、74%が救命に成功するとの報告もあり、迅速な対応が何よりも大切でございます。救急車が到着するまでの間、除細動器を使つての処置がなされていれば、より高い救命効果が得られると思います。

そこで、質問でございますが、本市においては明年のわか杉国体に向けて会場の準備がなされていると思いますが、AEDの会場への設置と復旧についてのお考えをお伺いをいたします。

2点目に、一般の人々にも使えるようになったといたしましても、その使い方やその存在自体を知らない救命率の向上につながらないと思います。より多くの方がAEDに接する機会をつくるのが大切だと思います。心肺蘇生法とAEDとを組み合わせることで、より効果が確実なものになると考えますが、具体的な講習会の推進についてお伺いをいたします。

最後に、公的施設へのAEDの配備計画についてでございます。

山梨県甲州市では、AEDを10台購入し、市本庁舎、また玄関、受付など配備し、今年度から2008年度にかけ順次導入を進め、市役所の施設、体育館、公共の温泉、救護施設、すべての小・中学校など約37台のAEDを配備する計画がなされております。本市におけるAEDの配備計画についてお伺いをいたします。

これで一般質問を終わります。ご静聴大変にありがとうございました。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 議員からは、広範多岐にわたりますご質問をいただきましたが、その中での子育て支援につきまして、その中で、かねてより議員、問題意識をお持ちになっておられました出産育児一時金受領委任払いについてお答え申し上げたいというふうに思います。

これに際しましては、議員が詳しく述べておられますけれども、出産に際しまして国民健康保険から

支給されます出産育児一時金の支払いについては、支給申請書の提出を受けてから、できるだけ短期間での事務処理を行っているわけでありますけれども、やはり1週間から10日ぐらいかかっている現状でございます。お尋ねいただきました医療機関への受領委任払いにつきましては、福島県の喜多方で実施されておりますので、医療機関との協議が当然必要であるわけでありますけれども、それらを参考にしながら、子育て支援事業の一環として実施する方向で検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、出産費用につきましては、合併協議によりまして、出産育児一時金を受けることができる方を対象に、一時金の8割を貸し付ける出産費支払い資金貸付制度というものを一部町村で実施しておりましたけれども、これを全市に拡大しております。これらの利用についても、お知らせをしっかりとしながら、出産費用の軽減を図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

その他、具体的なことは、とりあえず担当の方から詳しく説明させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 教育長。

大和谷弘 教育長 幼保一体型のことについてお答えしたいと思います。

まず、土田議員が鷹巣、それから平鹿町にあります感恩講保育園に行き、大変勉強されていることに感心いたしました。いろいろな形で今やっていますけれども、10月1日に法律が出来ますけれども、3月、今の国会で審議された結果、10月には施行されることになっております。それを見ますと、今、平鹿町の感恩講保育園のケースとして、モデルとしてやっていますが、土田議員もお話したように4つの形態があったようです。

まず1つは、もともと幼保連携型の形と、それから幼稚園機能に保育所が付随する形、もともと幼稚園の機能に保育をやるという機能、それからもう一つは保育所の機能に幼稚園をやるという、もう一つは地域裁量型というか、これが今のますだ保育園の形だと思います。それに子供支援センターを加えていくのが今のますだ保育園の行き方だと思いますけれども、今、モデルをやっているときに、非常にいい結果は何かというと、今までの保育園の保育士さん方が、教育がプラスされたことによって非常に勉強しているわけですね。今まで遊びの中に、いろいろな教育機関を機能を取り入れながらやっておりましたけれども、はっきりとカリキュラムを入れてやっていくことによって、自分たちが勉強になっているということ。ただし、幼稚園機能が入りますので、時間は4時間ぐらいで終わるわけですね。そうすると、保育ができないので、午後の1時ぐらいからは保育の延長型にして、また4時間預けていくという形。幼稚園機能になると非常に学費が安いと。それに保育園の延長型をやる就非常によく上がる形ですので、どちらも幼稚園も保育園も一緒になると、非常にいい形で教育が出来るんじゃないかと思えます。幼保にさらにカリキュラムが加わって、小学校への橋渡しということを考えるならば、幼保小連携型というのを、それと中高連携型というふうにならざるにつなげていくことだと思います。

今、感恩講保育園では、この3月で一応結果をまとめて、そして認定を受けるかどうか、認定をする

のは都道府県ですので、報告書を出して、その報告が認められれば、国の方でモデル事業として報告書を作って県に渡して、そして県で認めるかどうか。その場合に財源は一般財源になるかと思います。だから、今どういうふうな形でやっていくか、もう少し様子を見てから、感恩講保育園でやった結果を見てから、報告書を見てから、いろいろこれから考えていきたいと思いますので、もう少し時間をおかしてください。どうもありがとうございます。

田中敏雄 議長 伊藤教育次長。

伊藤孝俊 教育次長 おはようございます。よろしく申し上げます。

特別支援教育についてお尋ねがございましたので、お答えを申し上げます。

本市の現状と取り組みについてということではありますが、これまで日本では原則として健常児は普通教育、障害児に対しては特殊教育という分離別学の教育体制を維持してきております。議員のお話のとおり、平成15年3月、今後の特別支援教育のあり方についての最終報告の中で、特別支援教育をこれまでの対象のほか、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症も含めて、児童・生徒の教育的ニーズに応じて、必要かつ適切な支援を行う教育と定義づけ、特殊教育から特別支援教育への転換を提言しております。

すなわち、対象を拡大し、機械的な分離別学の教育体制を破棄するという基本方針を強く打ち出しております。換言すれば特殊教育から特別支援教育への転換というのは、教育体制に子供を合わせるというこれまでの体制から、子供のニーズに教育体制を合わせていくことへの、ある意味画期的な教育体制の転換であるということが出来るかと思えます。

そこで、特別支援教育というのは、障害者と健常者との一体化、インクルージョンによる教育を目指していくということにほかならないだろうというふうに認識をしています。

この中で、1点目のご質問であります。児童・生徒への支援対策についてであります。議員ご指摘のとおり、学校において現在行っている特殊学級制度では対応できない教育状況がございます。当市におきましては、平成17年度、県の支援を受けながら、学校サポート事業により支援員を学校に配置してきておりますが、平成18年度には支援員20名を確保して学校に配置したく、今議会に予算を計上しておりますので、よろしくご審議いただきたいと考えています。

普通学級における一斉指導では限界があるため、1対1の指導が必要になります。児童・生徒のニーズに合わせた指導は相当の困難を伴います。そのためLD、ADHD等に対する専門的知識を持つ教員の育成が課題とご指摘は当然のことであろうと考えます。また、特別支援教育では、チームアプローチが原則です。どの教師も、この特別支援教育にかかわるという意識改革が必要であり、これが今後の課題でもあります。この意味において、各校における校内の支援体制の整備が不可欠であります。そこで、新しい教員の研究組織の中に、特別支援教育部会というのを設定しました。今後はこの部会を中心に支援体制のさらなる整備を強化していきたいというふうに考えています。

次に、家庭への支援策についてというご質問がございました。

現在、横手南中学校と平鹿中学校に、県から派遣された臨床心理士、スクールカウンセラーを2名配置し、児童・生徒及び保護者、教員等の相談活動を実施しております。また、県事業である心の教室相談員を山内中、鳳中、大森中の各学校にそれぞれ1名の計3名を配置し、カウンセリング活動を実施しております。本事業では、派遣された学校以外にも地域の学校全体に広く利用されております。平成18年度においても引き続きこの事業を実施し、配置校を若干変えながら、学校と保護者との連携を強化し、家族に対する心のケアを図っていく考えであります。

また、横手養護学校の教職員による検査相談も重要なケアの1つと考えており、さらに児童相談所、福祉事務所等との連携も強化していくべきものと考えております。

また、朝倉小学校には、特別支援教育地域センターの機能が併設されており、特別支援教育相談員1名が常駐しております。そして市内全域の相談や検査等をカバーしており、教員の相談にも応じています。

議員のご意見のとおり、脳に障害があり、親のしつけに問題があるのではないことへの理解を深めることは重要なことであり、今後もあらゆる機会に発信していく必要があります。保護者の不安を取り除き、子供たちが安定した生活を送れるよう支援体制の強化を図っていきたいと思いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、3つ目のご質問ですが、細かく3つに分かれていたかと思えます。

今後の特別支援対策についてであります。1つ目の個別支援計画について申し上げます。障害の内容については千差万別でありまして、児童・生徒の個別支援計画の策定は重要な課題であります。しかし学校の実情、例えば特別支援教室の設置の有無、養護学校教諭の資格のある教諭の配置の有無、特別支援を必要とする児童・生徒の状況の相違などにより、個別支援計画の策定については学校間に格差があるというのが現状であります。今後この格差を是正して、どの学校でも個別支援計画を策定できるよう、策定済みの学校の紹介等を積極的に行い、研修の機会の充実も図っていきたく考えています。

また、2つ目の特別支援教育コーディネーターについてであります。このコーディネーターというのは、学校内外の関係者、関係機関との連絡調整、そして保護者に対する学校の窓口を担うものであります。文部科学省は、これを校務分掌の1つとして位置づけており、専任や特定の職務、職階の人物がこれに当たるということではございません。本市の場合は、主に特学担当者や養護教諭がなっております。支援の必要な児童・生徒がいる学校では、主担当、いわゆるコーディネーターを決め、指導に当たっております。

またさらに、3つ目の通常の学級に在籍し必要な時間のみ特別支援教室の場で指導を受けることを可能にする制度についてであります。実はこれには大きな問題がございます。それは特別支援教室が希望によりどの学校でも設置出来るわけではないという実情がございます。また、支援の必要な子供のいる学校でも、特別支援教室がない場合があり、その場合は支援員の配置が必要となります。また、どの学校にも支援の出来る教諭が配置されているわけでもありません。このように現実には厳しいものが

ありまして、必ずしも現場がすぐ対応できる状況にあるとは言えません。そこで、LD、ADHD等の障害を持つ児童・生徒に対し、通常は学校で支援員のサポートを受けながら普通教室で授業を受け、必要に応じ特別な指導を受ける通級教室を、特別支援教育地域センターのある朝倉小学校に新たに開設する運びとなりました。これまで言葉の教室として通級学級を運営してきましたが、特別支援のための学級を増設することとなったわけでございます。これにより少しでも専門的な指導を受ける機会を多くすることが出来、本人にとっても保護者にとっても指導に当たっている教員にとっても有益であろうと考えています。

特別支援教育は、これからの学校教育にとって最重要課題であるとの認識に立ち、充実を図っていきたいと思いますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 学習障害と、それから注意欠陥多動性障害対策についての中の 番の5歳児健診についてのご質問でございますけれども、学習障害と注意欠陥多動性障害につきましては、保健の視点から申しますと、臨床心理士によりますと、第一に大切なことは健康診査、それから健康相談や日常保育などで何かが違うという、そういう直感を感じた後に専門医の診断を受けまして、障害のタイプによりどのように接していくかなどというそういう指導を受けるのが、その子供の将来にとって大きく影響すると言われております。

現在、市では各種健診時に個別面接により、児童の心身の健康や言語面の発達、それからコミュニケーションの状態を把握いたしまして、保護者の相談に対応いたしております。事情があって未受診になった方については、家庭訪問等の方法で健康状態や問題点をとらえるように努めております。

学習障害と注意欠陥多動性障害の早期発見は大変大切なことであります。市といたしましては、現在実施しております健康診査や健康相談を充実させまして、保育園や学校との連携をとりながら早期に対応するという方法で対処していきたいと、そういうふう考えております。

それから、大きい2番目の、幼稚園、保育所一体の取り組みについての中の総合子育て支援センターますだ保育園の幼保一体のモデル園の提案についてでございますけれども、ますだ保育園の建設に際しましては、保育の需要や地域性を検討いたしました結果、幼保一体型ではなく、保育所のみでの建設を選択した経緯がございます。18年度中に開始されようとしておる幼保一元化につきましては、地域の中でより広範囲な同世代と触れ合うことが出来まして、教育と保育それぞれの長所を持ち寄り、充実した子育てとして活用出来る点から、大いに期待しているところでございます。

現段階では、国・県から明確な提示がなされておられませんので、どのような運用で、どのような設置基準があるのか、いまだ不明瞭なところがございます。通知に基づきまして準備期間やそれぞれの施設の様況や方針、さらには今後の市の保育所整備計画等と併せて協議をしながら、子供たちが健やかに育まれ、保護者が安心して任せられる、そういう施設を築き上げていきたいというふう考えておりま

す。

それから、同じ大きい3番目の病後児保育を市立横手病院と大森病院で実施出来ないのかということなのですが、病後児保育につきましては、現在、議員がご指摘のように、当市においては1カ所で開催しております。市では今後5年間の公立保育園の統廃合、改築、新築及び委託のあり方について、今後、整備計画を策定いたしまして検討してまいりたいと思っております。その際、諸々の保育の実施につきましても、一層の子育て支援の充実を目指し、協議をしてまいりたいと思っております。

現在の状況の中では、市立病院における本事業の展開は施設等の面でちょっと難しい状況にありますが、病後児保育については、働くお母さん方が安心して働けるよう、早急な対応が迫られていることは十分に理解しておりますので、各保育所の現状を踏まえながら実施に向けた協議を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

以上です。

田中敏雄 議長 病院事務局長。

菊谷昭信 市立横手病院事務局長 ご答弁申し上げます前に、ただいまは過分なるお言葉を賜りまして大変恐縮いたしております。今後ともご期待に添えるよう努力してまいりたいと思っておりますので、一層のご指導をお願いしたいと思います。

今ご質問いただきました3つ目の子育て支援についての2つ目に、小児科病棟に保育士の配置をというご質問でございます。当院における平成16年度の決算において、小児科の入院患者数は、ご質問にございましたように、年間で延べ7,667人、1日平均では21人、また平均の入院日数は5.5日という状況でした。

そういった中で、安心して療養に専念していただくために小児科病棟での工夫と申しますか、心がけている点を申し上げますと、1つには、受け持ちスタッフにつきましては、子育て経験の豊富な看護師を配置するようにしております。2つ目には、付き添い家族の方に用事がありまして部屋を離れるなどの場合には、その対応につきましては、申し出があった場合には担当看護師が一次保護預かりをしまして、安全に万全を期しております。それからさらには専用の遊べるスペースといたしましてプレイルームを設けております。そこではアニメ映画のビデオ放映とか安全なおもちゃ、あるいは絵本の入った本棚等を配置しております。以上のことから、ご質問いただきました中にありました付き添い家族の方々への負担の軽減につきましては、可能な限り配慮させていただいているつもりではありますけれども、このたびの市立秋田総合病院方式も十分理解出来るところでありますので、さらに一步を進めるためにも、当院に合ったやり方を担当医師を始め関係スタッフと十分話し合っていきたいと思っておりますので、少しお時間をいただきたいと思っております。

以上です。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 5歳児健診につきましてご質問がございましたけれども、これにつきまし

では、先行事例のあります旧鷹巣町の取り組みの状況と成果等について、これからちょっと勉強させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 A E Dの国体会場への配置であります。18年度はホッケーとボーリングの2競技の国体リハーサル大会が予定されております。このためこの2会場にA E Dを設置するため、2台分当初予算に計上いたしております。さらに本番の19年度に向けましては、他の競技にも3台ほどありますが導入を検討いたしまして、配備をしていきたいなというふうに考えております。国体終了後におきましては、市の施設でどういう施設に配備するのがいいかというのを十分検討しながら、活用してまいりたいというふうに思います。

以上です。

田中敏雄 議長 消防長。

永沢正毅 消防長 2つ目の件でございますけれども、現在、当消防本部におきましては、平成6年から市民の方に対しまして心肺蘇生講習会、いわゆる普通救命講習会を実施してございまして、この2月末までに1万7,000名余りの方々に受講していただいております。土田先生ご案内のとおり、平成16年7月から一般の方におきましても自動体外式除細動器、いわゆるA E Dの使用が可能となったことございまして、国では一般市民に対する新しい普通救命講習会のプログラムを提示いたしまして、心肺蘇生法と自動体外除細動器、いわゆるA E Dを組み合わせた講習会の内容の普及啓発を推進してございます。

当消防本部といたしましても、この指針に従いまして、平成18年度に一般市民を対象に講習に使用いたしますA E Dトレーナー、いわゆる練習器でございますけれども、これを予算計上してございます。新年度からはA E Dトレーナー導入によりまして、今まで実施しておりました普通救命講習会にA E Dを組み合わせた講習会の開催を計画してございます。今後とも救命率の向上を図るべく1世帯1名の講習終了者を目指しまして鋭意努力してまいり所存でございます。よろしくお願いいたします。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 公的施設へのA E Dについて申し上げたいと思います。

現在、市では消防本部、また大森の老人保健施設に配備してございます。18年度につきましては、先ほど申し上げましたとおり、国体準備室に2台、それから中学校に12台配備することとしまして予算計上させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それ以外の公的施設への配備につきましては、国体関係で準備される5台も含めまして配備計画を立てながら、順次配備出来るように頑張っていきたいなと、そのように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 2番土田百合子議員。

2番（土田百合子議員） 大変にご答弁ありがとうございました。

L D、A D H D児につきましては、このたび教育次長の協力を得まして、学習障害を持つ子供さんの学校生活を見学させていただき、改めて教育現場の大変さを、まずもって知ることが出来ました。その上で障害のある児童・生徒の視点に立った、特に先ほどの3点セット、支援計画の作成、また教育コーディネーターの推進、そして特別支援教室の設置などがとても重要であると感じた次第でございます。その中でも県の調査にもありますとおり、コーディネーターの配置と個別指導計画が非常に低いわけございまして、その個別指導計画、例えば子供さんが入学してから小学校、中学校を卒業するまでの、そういう指導計画というのは、個別的には実際に入学した時点で作られていないのかということをお伺いしたいと思います。

それと、幼保一元化が非常に具体的になりまして、私といたしましては、お母さんたちの中からも保育所機能のより充実した教育を受けさせたい、また、あるいは幼稚園の利用者が子供を長く預けて働きたいけれども、なかなか幼稚園機能では見てもらえないといった悩みがございます。そういった意味でも、こういう幼保が一体となった取り組みがこれから推進されることを心から願っておりますので、ぜひとも推進をしていただきたいと思います。

特に、私が一番感心したのは、やっぱり保育所から小学校という一つの大きな境界線があるわけでございますけれども、それが普通に自然な形で入学出来るということは非常にいいことだなということを思いましたので、そういう取り組みが推進されることをお願いしたいと思います。

5歳児健診の提案についてでございますけれども、先ほどご答弁のお話の中では、実施の方向なのか、それともこれまでどおりの健診体制でやっていくのかという確認をしたいと思っております。

それと、病後児保育につきましては、院内においては大変難しいというようなご答弁でありましたけれども、私の提案は何も院内に設置していただきたいというお願いではなくて、例えば近くの空き家を利用しての取り組みは出来ないかと、そういう1つそこら辺を感じていただきまして、何とかこの病後児保育について実施していただきたいなというふうに思います。なぜかといいますと、子供の病気の対応として、親が仕事を休んだという人が58.6%、また親戚、知人に預けた人が51%、親が仕事を休む困難度は非常に困難という方が25.7%、どちらかという困難であるという方が55.2%ということで、非常に困難と、どちらかという困難、この2つを合わせますと80.9%の方が困難であるという次世代計画の調査結果も出ているわけございまして、やはり私は本当に育児にかかわる良好な環境づくりは、決して行政だけの責務ではないというふうにも思っておりますし、ただ、雇用側や地域など民間を含めた取り組みにつきましてはこれからも求められていくと思っております。しかし、行政側が実施すべき事業もあるのではないかとということです。その中の病後児保育も1つであると考えておりますが、そのお考えについてお伺いをいたします。

それと、小児病棟に保育士の設置についてでございますが、いろいろとご検討いただきまして、ぜひとも保育士の配置について考えていただきたいと思います。それでこれは五十嵐市長にお願いでありますけれども、平鹿病院の建設検討委員会の会長ということで、ぜひとも平鹿病院の方にも女性専門外来

と2つ併せまして、何とぞお願いをしてほしいなと思いますので、その点についてもお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 5歳児健診につきましては、先ほども申しましたけれども、どのような効果があるのかどうか、それを一応見極めてみたい、勉強してみたいということでご理解願いたいと思います。

それから、病後児保育につきましては、先ほども申しましたように、大変重要な課題というふうにとらえておりますので、実施に向けて対応してまいりたいと、そういうふう考えております。

以上です。

田中敏雄 議長 教育次長。

伊藤孝俊 教育次長 個別の支援計画についてお話がございましたが、これは2月7日の魁新聞等に出ている記事の中からお話ししますが、校内に障害のある児童・生徒を支援する、そういう委員会を設けているのが、本県の場合83%、特別支援教育コーディネーターを配置している学校が67%、個別指導計画を作成しているのが37%というふうになっております。

この個別指導計画につきましては、現場の先生方にお聞きしますと、どのような形で、どの程度のものかということの段階で、まず困っている状況が実は現実であります。そこで、県の方では18年度、この個別指導計画の作成を進めるために計画の参考例を出すという予定になっております。個別の学校の名前を出して恐縮ですが、雄物川北小には、この個別計画が実は作成されております。見せていただきましたが、これらの例を参考に18年度は各校にこの動きを広げていけるよう、研修等での機会を増やしていきたいというふう考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 小児科病棟に保育士の派遣につきましては、私どもとしては先進事例をもう少し研究させていただきたいというスタンスであります。このことにつきましては、平鹿病院サイドには私どもの考えも含めてお伝え申し上げたいと思います。

田中敏雄 議長 2番土田百合子議員。

2番（土田百合子議員） この5歳児健診の提案については、私も非常にこだわって提案をしております。なぜかといいますと、保育園でも入学してからも非常に先生たちも悩んでいる1つに、お父さん、お母さんに、どうしたらLD、ADHDの障害について理解してもらえるのかという、誰がそのことを伝えるのかという点で非常に悩みがございます。私はこの5歳児健診の中で、医療機関の方から、やはりそういういろんな指導を受けることによって、またそういう認識が深まって、小学校という段階に入っていけるのではないかと、5歳児健診というのは、やはり1年ほどの期間がございますから、お母さんたちも入学してからいろんなことを聞くよりは、やはり1年前の5歳児健診の中で聞いて対応できるという面もメリットもあるわけがございますので、この5歳児健診については、ぜひとも実施していく方

向で考えていただきたいなというふうに思っております。

朝倉小学校に設置されております特別支援教育地域センターへの相談の中でも、一番に就学前の不安への相談が多いという結果もございますので、そのようなことを踏まえての提案をしておりますので、何とぞよろしく願いいたします。本当にありがとうございました。

佐藤清春 議員

田中敏雄 議長 23番佐藤清春議員に発言を許可いたします。

23番佐藤清春議員。

【23番（佐藤清春議員）登壇】

23番（佐藤清春議員） 皆さん、おはようございます。新政会の佐藤清春でございます。

私がこれから質問する事項については、昨年の12月定例会、そして昨日の一般質問でも重複する部分がございますけれども、人間誰でも心境の変化というか、そういうこともございますし、外的な状況の変化もあるわけですので、大事なこととお聞きいただければ幸いです。有能な執行部の皆さん方に対して未熟な私が質問するわけですから、物足りなさを感じることあるかもしれませんけれども、どうかご容赦のほどをお願い申し上げます。それでは質問に入ります。

1番目の行政改革についてであります。

小泉構造改革と地方分権の流れの中、記念すべき新横手市誕生から早いもので約半年経過いたしました。合併直後ということもあり、あっという間の6カ月だったような気がしております。

さて、18年度予算編成に当たっては、積み上げ方式をとったことにより相当なご難儀をされたようでもありますけれども、起債償還額が大きな重荷であることは言うに及ばず、国勢調査の結果、予測以上の人口減少が大きかったことなども一例として挙げておられるように、今後も環境の変化がいろいろな面で現れてくると考えられます。

2年半にわたる合併協議の中で新市の将来像を掲げ、平成17年度から27年度までの11カ年の建設計画を策定したわけですが、その間、市長は最高責任者である合併協議会の会長として、計画策定の中心的役割を果たしてきました。ですから当然、市長の10項目の公約の中で、新市建設計画の着実な実行は最上位に位置づけられるものと思います。しかし、施政方針の中で「公約実現に向けた事業の見送りや縮減を余儀なくされた」と述べられておられるように、しかも協定項目については賛否両論がある中での確認でしたので完璧とは言いがたいわけですが、今後も難しい舵取りをしていかなければならないのは間違いないだろうと思います。

市民は、建設計画の着実な実行と公約の実現を期待していることは言うまでもありませんが、前述のように、今後、社会状況が大きく変化することも予想されます。市民の期待に応えるために、どのような施策をお持ちなのか、所信をお伺いします。

次は、職員の資質向上と意識改革についてであります。

定例会、臨時会、そして全協と、そのたびごとの市長のあいさつの冒頭には、職員の不祥事や事故等の説明とお詫びのお話があり、そして綱紀粛正を図るための訓示を行った旨の報告を聞いてまいりました。それでも合併以前と比較すれば事故は減少しておるとのことですが、大事なのは件数の多少の問題ではなく、合併後、職員の意識にどのような変化があったのかが問われているのであります。市民の新市誕生に対する希望や期待の裏側には不安が同居しており、その不安の1つ1つを解消していくために、合併をリードした行政の責任は重いものがあります。それゆえ、私たち議員も含め、行政に携わる人たちがまず意識を変えなければなりません。市では職員の資質向上と意識改革推進のため、行政の経営品質向上プログラム等を採用し、職員能力の向上を図るとしてありますが、果たしてこれだけで十分でありましょうか。市民に愛され、信頼される、そして市民の期待に応えられる職員としての能力開発と意識の高揚を図るため、市長はどのようなお考えを持っておられるのかお伺いします。

行政改革の3つ目は、市民との協働のまちづくり基本条例についてであります。

五十嵐市長は当選以来、市政運営に当たり「市民が基本、民意を起点に」をスローガンに掲げ、市民参加のまちづくり、市民との協働のまちづくりを目指し、積極果敢に取り組んでおり、前年度においてはまちづくりの基本的指針となる総合計画をはじめ、地域情報化基本計画や地域防災計画など17の各種計画を策定することのようですが、策定に当たっては広く市民の声を施策に反映させるために、地域協議会等での活発な論議を期待するものであります。

そこでお伺いしますが、市長が望む市民が主役のまちづくりを実現するために、まちづくりの基本理念や行政の基本ルール、さらには市民参加の仕組みや市民の権利や責任などを定めた自治体の最高法規であり、自治体の憲法とも言われております自治基本条例を制定することについて、市長のご所見をお伺いします。

質問の大きな2つ目ですが、農業振興についてお伺いします。

まず1つ目は、平成19年度からスタートする経営所得安定対策等についての対応についてであります。

カラスの鳴かない日があっても関連記事が掲載されない日がないくらい新聞等には全国各地の取り組みが紹介されております。それくらい農政の一大改革に危機感を持ち、地域農業に新しい活路を見出すとする意識の現れだろうと思います。

市では、今後3年間で100の集落営農組織を育成したいとのことで、新年度には30集落育成のための予算を計上しておりますし、1月からは全集落を対象にした説明会を終え、4月からは産業経済部に経営所得安定対策等大綱推進本部を設置し、県やJA等と一体となって具体的な指導対応を図っていくことですので、今後の推進に期待しているところであります。

農家の方々が事業の趣旨を理解し、実際に取り組んでもらうためには、やはり人的支援が最も大きな力になると思います。一村一品運動を提唱した大分県の平松知事は、運動成功の理由を聞かれ、「補助金を出さなかったからだ」と答えています。補助金で始めた事業は補助金が途切れれば終わるからだとありますが、そのかわり技術指導を徹底的に行い、民間の自助努力を充実したそうでもあります。ま

さに入づくりそのものであります。

経済産業部では推進本部を立ち上げ、農家の指導に当たるとのことですが、これでは従来とそんなに変わらぬ縦割り型の継承にすぎないと私は思うのであります。情報を共有し、専門性を高め、実効ある指導をしていただくために、県や農業団体も含めた合同チームを編成し、出来ればワンフロアで作業することも一案と思われませんが、ご所見をお伺いします。

農業振興の2つ目は、認定農業者の目標所得についてであります。

ご承知のように、品目横断的な経営安定対策の支援対象は、経営面積4ヘクタール以上の認定農業者と20ヘクタール以上の集落営農組織に限定されます。今まで認定農業者への施策のメリットが少ないと言われてきましたが、支援対策ではやっと光が当たる政策ですので、当然、認定農業者の増加に期待がかかります。新年度は農業経営基盤強化促進法に基づく5年ごとの目標所得の見直しの年に当たっており、全国の6割強の道府県で大幅に引き下げの修正を行っているようで、秋田県でもこれまでの目標額から460万円に下方修正したと聞いておりますが、我が横手市では合併前の市町村で最高が760万円、最低が500万円と、それぞれ違いがありましたけれども、この事業の市での説明資料によれば、基本構想の中で今月改正することになっておりますが、市での額は一本化するのかどうか、一本化するとすれば、その理由と下方修正した額の根拠はどうかをお伺いいたします。

農業振興の3つ目の質問は、航空防除や農薬散布にかかわる問題についてであります。

食品衛生法の改正に伴い、本年5月29日から施行されるポジティブリスト制度の導入に対する啓蒙については、いまだ手薄の感がございます。EUやアメリカでは、既に実施されておる国際的な制度ですが、今まで余り知らされておりませんでした。今年の春からの実施でありますので、生産現場に混乱が生じないか正直なところ心配であります。ドリフト対策等のため、これまで各地域局ごとに実施してきた航空防除は、新年度において有人ヘリ、無人ヘリ、両方とも行わない完全撤退のところ、無人ヘリで実施するところ、殺虫剤1回空散を行うところ等、対応がそれぞれ違うようでありますが、航空防除は一斉防除という効果的役割を果たしてきましたし、農作業の省力化にも貢献してきたのも事実であります。今から2カ月後の施行ですので、余り時間がありませんので、この制度の農家への周知はどうされるのかお伺いします。また地上防除に移行することによって、農薬代など農家の新たな負担増につながることも予想されますが、どのような対策を考えておられるのか、さらにはドリフト対策の一助にもなり、農家の関心も高い無人ヘリの今後の活用方法についての考えをお聞きいたします。

4点目は、前の質問とも関連しますが、安全・安心な物づくりと環境に優しい農業の推進に関することについてであります。

減化学・減農薬栽培は、時代の要請であり、その作物は消費者の方々の関心が最も高いのは言うまでもございません。消費者の皆さんに安心して食べていただける安全でおいしい作物を栽培するには、やはり土づくりが基本であります。その土づくりに欠かせないのが堆肥であり有機質肥料であります。化学肥料にない微量要素がたくさん含まれており、作物の生理にプラス効果を発揮します。健康な土づく

りこそがよいものをつくる秘訣だと思います。市では4つの堆肥センターを有しているわけでありますが、当初の目的どおりに沿った形で、しかも計画どおりに活用が図られておるのかどうかお伺いします。

次は、指定管理者制度について質問いたします。

ご承知のように、この制度は小泉構造改革の中で官から民への一環として位置づけられ、市でも今まで官に委託している事業について積極的に導入を図り、完全実施期限である本年9月までは漏れなく導入したいとし、昨日の答弁でもあったように、直営施設についても検討したいとのことで、昨年12月議会の7施設に続き、今議会にも数多くの条例改正が提案されております。この制度については、当初からいろいろな問題点が指摘されておりました。例えば施設運営の利用者や住民の参加、住民監査請求を含めた住民のチェックと改善の手法が法的に保障されていないこと、あるいは毎年、事業報告書の提出が義務づけられておりますが、議会への報告義務がないなど、住民と議会のチェックが後退する心配が上げられておりました。

しかしながら、今議会に横手市公開条例の一部改正の中で、指定管理者の情報公開と市の指導についての条項が加えられることになっているようなので、ぜひ、適正公平な業務運用をしていただくためのチェックと指導について、実効ある対応を望むものであります。

ここで質問の1点目は、指定管理者の選定についてであります。指定管理者の募集については公募を原則としていますので当然のことと思いますが、選定に当たっては、今までのところ政策会議で選定しているとのことでしたが、市のホームページによりますと「選定過程の透明性を高め、公平な手続を確保していくため、外部の有識者を含めた選定委員会を設置して選定する」とありますが、そのとおりになっていないのはどうしてなのか、理由をお伺いします。

2点目ですが、これまで公の施設として自治体の公的責任の上で公平な住民サービスを提供してきた施設が、今後ともそれらの施設を建設したときの本来の趣旨に反することなく、継続して住民サービスの水準を落とさず保っていくことが肝要と思います。構造改革、行政改革の名のもとで、市民へのサービスの向上が担保されなければ制度導入の意義が薄れます。行財政の効率化は、ややもすれば住民サービスの低下にもつながりかねません。制度導入のメリットを發揮するには、住民の理解と協力も不可欠とは思いますが、市民サービスの水準を高めるために、どのような方策を考えておられるのか、お伺いいたします。

次は、最後の質問になりますが、秋田わか杉国体についてであります。

秋田県での開催は、昭和36年のまごころ国体以来、実に46年ぶりとあって、これまで各市町村で受け入れ準備に力を注いできたことと思います。本市でもバレーボール少年男女、軟式野球一般B、ホッケー、ボーリングの4種目が8会場で熱戦が繰り広げられるため、国体準備室を設置し準備を進めてこられましたし、そして今年の2月には実行委員会が設置され、私たち議員も参与の委嘱を受けましたけれども、市民総参加の国体開催を目標に掲げている割には、機運の盛り上がりは今一つ足りないのではないかと思うのは私ばかりでしょうか。施設の整備等については、合併前の各市町村で充実を図ってきた

と思いますが、施設の点検整備を含め、会場案内や駐車場の確保、宿泊施設の協力、人員の配置、特産品や観光PR等々、受け入れ準備はどの程度進んでいるのかお聞きいたします。

もう一点は、国体開催地効果を今後どのように生かそうとしているのかであります。

来年の開催時に、選手や役員、あるいは応援団を含め、全国から当市を訪れる人数がどれくらいになるかは分かりませんが、地元開催ということで経済的効果を含めた開催地効果が大いに期待されるところであります。国体開催を機会に、十文字町では今まで余りなじみのなかったホッケーへの理解を深めようと、小学校等でも体験させるなど、地元開催を盛り上げようと懸命に取り組んでおられるようであります。教育方針の説明の中で、スポーツ振興の目標を「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」と設定し、地域活性化のためにも健康づくりとスポーツが一体となった生涯スポーツ振興を目指すとのことでした。よく日本人は熱しやすく冷めやすいと言われます。そうはならないように、せっかく整備した施設の活用も含め、盛り上がった開催熱を冷まさぬように、今後のスポーツ振興にどのようにつなげるのか、また当市を訪れてくれた方々に、再び来ていただくためにどのような対策を考えておられるのかお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わりますが、答弁は簡潔にお願いいたします。ご静聴ありがとうございました。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 お尋ねがございました4点の中の1番目、行政改革について、まずお答えを申し上げたいというふうに思います。

新市建設計画の着実な実行は、私の公約の第1番目でございます。これに向けまして最大の努力を傾けてまいるのは当然のことと認識しておるところでございます。しかしながら、議員のご指摘にもございましたとおり、新市建設計画に盛り込まれている事業につきましては、市民生活に身近で緊急な対策を要する課題から、将来の夢の実現にかかわるものまで多くの事業が豊富に盛り込まれているところでございます。したがって、当然のことですけれども、改めて各事業の緊急度、重要度について検証いたしまして、市民や議会の皆様のご理解を得ながら、建設計画の見直しも含めまして総合計画、そして各種計画の策定を行ってまいりたい。そしてより効果的な事業実施に努めてまいりたいと、このように思っている次第でございます。

この項の2つ目に、職員の資質向上と意識改革の具体的方法についてのお尋ねがございました。事あるごとにご指摘のように、職員の資質向上を職員の皆さんに訴えてきたところでございます。これからの新しい合併新市の行く末を左右するのは、まさに職員の資質向上を実現することにおいてほか道はないというふうに思っておりますので、そういう意味では全力を挙げて取り組んでいかなければならない課題でございます。

2つの観点から申し上げますと、1つはいわゆる資質向上策、いま一点は意識の改革に大別できるのかなというふうに思っているところでございます。資質向上につきましては、基本的な研修をきっちり

実施したいと思っところでございます。これにつきましては、新規採用職員の研修はもとよりありますが、管理職の研修も今一度しっかりしてまいりたいというふうに思っ次第でございます。そして特別研修というのもございまして、これは政策形成能力を磨く、あるいは専門能力の養成研修をする、そういう特別研修にも力を注いでまいりたいというふうに思っます。そして職員を派遣して行く研修もございまして、東北自治研修所に向けての派遣、あるいは市町村アカデミーという組織機関がございまして、こちらに派遣しての研修も積極的に進めてまいりたいと思っます。そして日常的な職場での研修あるいは職員が自ら自主的に開催する自主研修など5つの柱を実施してまいりたい、そういうふうに思っところでございます。

意識改革につきましては、例えば接遇、いわゆる市民の皆さんに対する対応の術であります、接遇やマナーアップに関する策定委員会というものを既に庁内に立ち上げてございまして。年間数回の委員会を開催いたしまして、この接遇やマナーアップについて、現状の研修をしっかりと行うとともに、この改善方、啓発方について努めてまいりたい、そのように思っ次第でございます。

また、議員からご指摘ございまして行政経営品質向上活動プログラム、この一環といたしまして経営品質のセミナーを積極的に開催してまいりたい。これは先般もご答弁申し上げましたけれども、このプログラムについての理解はまだまだ庁内外において我々のPR不足もございまして浸透し切れていないところがございますので、これはしっかりとやってまいりたいと思っすし、この行政経営品質向上を推進するチームを立ち上げてまいりたいと思っております。こういう活動をすることによりまして、目的とする市民満足度の高い自治体を目指していきたいというふうに思っております。

併せまして、この推進するために5名のセルフアセッサーを養成いたしたいというふうに思っております。このセルフアセッサーというのは、このプログラムの中で使われる言葉でありますけれども、直訳いたしますと内部評価者、自らを組織の内部を内部にいる人間が評価する、そういう立場の人間ということになりますけれども、意識いたしますと庁内の意識改革をリードしていく者というふうにご理解いただければよろしいのかなと思っますが、そのセルフアセッサーを5名養成いたしたいと思っております。現在、旧横手市時代に養成いたしました10名おりますので、その体制を強化して推進を図ってまいりたいと、このように思っところでございます。

この項の3番目に、自治基本条例を制定する考えがあるのかというようなご指摘ございまして。議員のご指摘にもございましてとおり、市民と協働のまちづくりを実践するのであれば、自治基本条例なくして、それは真の体制が出来たとは言いがたいというふうに理解しているところでございます。県内にもまだこの条例を制定した自治体はないようではありますが、これに向かって努力をしていきたいというふうに思っところでございます。

そのために平成18年度におきましては、協働とは何なのかと、割と分かっているようで分かっていないのではないかと懸念もございまして。そして協働のまちづくりを進めることの必要性だとか、基本原則だとか、協働の範囲などについて市民の皆さん、市民活動団体、NPOなどを構成員といたします

策定委員会を設けまして、市民協働のまちづくり指針を作成いたしたいというふうに思っております。これが第1段階でございまして、これをもとにいたしまして、今後その後、市民協働の推進を図るために、協働の範囲、手法について具体的な手順などをわかりやすく示した協働マニュアルをつくるのが第2段階だと考えておりまして、そしてその後に市民協働の意識の取り組みの定着、そしてその高まりというものを十分なる仕掛けをしながら、市民協働を自治運営の基本とすることや具体的な協働の手法についてより明確にするために、冒頭申し上げました住民自治基本条例を制定することにいたしたいというふうに思っている次第でございます。少し時間はかかると思いますが、しっかりこれに取り組んでまいりたいというふうに思っている次第でございます。

そのほかの点につきましては、担当の方からとりあえずお答えさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 産業経済部長。

阿部充 産業経済部長 2つ目の農業振興についてお答え申し上げたいと思っております。

まず、第1点目の経営所得安定対策に関しまして、チームを作って推進してはどうかというお尋ねでございました。18年度におきまして早急な集落営農の確立、実践を推進する観点から、市長が施政方針で述べましたように、産業経済部に各地域局、農業指導センターを包含しました経営所得安定推進本部を設置しまして、県、JAなどと連携しながら、集落営農や担い手の育成を推進していきたいと考えているところでございます。この推進本部を中心にしまして、具体的な集落営農組織の設立推進や集落営農に関します初期の進行管理、また組織や地域内の認定農業者におけます合意形成の支援、それに経理の一元化等に関します指導等を縦割りとならないようチーム編成しまして、機動的に対応していきたい、このように考えているところでございまして、できるだけ多くの対象形態の確立に向け、今後とも鋭意取り組んでいきたい所存でおりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

2点目の認定農業者の所得目標についてでございますが、県でも460万円に下方修正しているの、市ではどうするのか、これまでばらばらだった目標を一本化するの、するとすればその額、またその額の設定基準はというお尋ねでございました。議員ご指摘のように、現在、旧市町村の認定農業者の所得目標がばらばらでございました。経営基盤強化法では、おおむね5年ごとに見直しするよう法律で定められておりますのはご案内のとおりでございます。その年が本年3月でありまして、現在、合併を機に、これまでばらばらでありました目標額を一本化したいということで調整を図っております。近く県と協議に入ることになっておりますが、知事の同意を得ますと、現在、市では420万円という額を設定しております。これが認められますと、所得目標、今言いました420万円に設定されることとなります。

この420万円の根拠はということですが、平成16年、県の市町村民所得の統計がございまして、これによりますと、旧横手市、各市町村それぞればらばらであります。高いところもあれば低いところもあると。農業所得も何といいますが、他産業並みの所得ということを目標としておりますので、この県の市町村別の他産業所得の統計の数値、これを見まして大体平均化した額、それをもとにして算出し

ております。向こう10年間の目標額の設定ということになりますけれども、16年度の目標額310万円ほどと設定しまして、これに若干の経済成長率を勘案しまして420万ということに設定したわけでございます。現在、横手市の農業経営につきましては、複合部門で所得を確保している農業者が多いわけでございます。所得特例の要件に該当する農家も多いわけで、この引き下げによりまして経営所得安定対策の対象にも該当する農家が増えるんじゃないかなと思っているところでございます。

次に、3点目のポジティブリスト制度の周知方法と農家への支援策はということで、周知が不足しているんじゃないかなというご指摘でございました。ポジティブリスト制度につきましては、議員ご指摘のように、本年の5月29日から施行されることになっております。懸念されますのは防除時のドリフトによる農薬の飛散でございます。かかってはならない他の農産物へ別の農薬がかかる、これが大変心配されておるわけでございます。これを防止するためには、何はともあれ作物の作付体系の工夫、あるいは散布薬剤及び散布ノズルの選定など、防除作業には最大の注意をすることが肝要になるかと考えております。この件につきましては、1月末から始めております経営安定対策関係の集落座談会におきましても話題として取り上げております。農家に説明を行っているところでございますが、今後も引き続きJ A、農業共済組合等、関係機関と連携を図りながら、栽培技術講習会、チラシの配布等により、ドリフト対策の周知徹底をより図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、このドリフトの防止策としましては、集落営農の推進による転作作物あるいは栽培作物等の団地化も非常に有効な手段であると考えておりますので、この観点からも集落営農をぜひ皆さんのご理解をいただきながら進めてまいりたいと思っているところでございます。

水稻の防除につきましては、ポジティブリストの関係もありまして、有人ヘリによる防除ですけれども、これを各地域のヘリ防除推進協議会でもいろいろ見直し、検討を図っているようでございます。ヘリ防除といいますか、有人ヘリの防除は、佐藤議員さんご指摘のように一斉防除、これが最大のメリットでありまして、また農家の負担、省力化にもかなり効果を上げているところをご案内のとおりでございます。しかし環境的に申しまして、またこういうポジティブリストという新しい制度の導入もありまして、なかなか有人ヘリ、一斉防除できるような環境が少なくなっているという大変厳しい状況下にあると認識しております。それぞれの地域の推進協議会におきましては、防除体系の見直しによりまして、情報提供あるいは薬剤助成等について、今検討しているところと伺っております。

無人ヘリの今後の活用方針あるいは農家の新たな負担とならないよう検討すべきというご指摘もありますので、今後とも各地域のヘリ防除推進協議会とも協議しながら、対応策を、あるいはフォロー策を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

それから、4点目の減農薬栽培のために堆肥センターの有効活用を図るべき、特に計画どおりに活用が図られていないのではないかというご指摘がありました。佐藤議員さん述べられましたように、横手市には現在、大雄、増田、平鹿、大森、規模を別にしましても4つの堆肥処理センターがあるわけでございます。特に大雄の堆肥センターにつきましては、平成17年4月より本格稼働を開始いたしております。

す。昨年12月末現在の累計でいきますと1,206トンを生産しまして、そのうち752トンを販売しているとのことでございます。特に平成17年度は初年度だったということもありまして、堆肥が必要な春先の時期に十分な量を供給することができなかったということがあった模様でございます。今後は適期に必要な量を確保できるんじゃないかなと、あるいはそれに向けて頑張っていたきたいということで期待をしているところでございます。

減農薬栽培といいますが、いろいろな安全・安心な農産物の生産のためにも、安定的な堆肥の供給、より留意していただきながら、またJA等とも協力、連携をとりながら、この有機栽培、堆肥の使用、有効活用をより図っていききたい、このように指導していききたいと思っているところでございますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 まず、指定管理者制度についてお答え申し上げます。

透明性、公平性を高めるために選定委員会で選定すべきということですが、原則的には議員おっしゃったとおり、公募によりまして選定委員会の意見を聞いて候補者を選定し、議会で審議していただきまして候補者を決定するという手順であります。

ただ今回、第一弾として管理委託している施設について、指定管理者制度導入を今進めておりますが、この施設の中には、設置時の運営形態を定めたものとか、あるいは地域の特殊性などがありまして、必ずしも選定委員会の意見を聞かなければ、指定管理者の候補を選定できないというようなものでもないものもございますので、地域振興等の観点から、そういう施設につきましては公募しないで候補者を選定して、議会の皆さんにお諮りして決定していただきたいというふうに考えております。

今回、追加提案で11件ほど指定管理者の指定についてご審議をいただくこととなっておりますが、この中には4施設につきましては公募し、選定委員会を開催して、その意見を聞きながら候補者を選定したのもございますので、原則的には指定公募をして進めていくということですが、地域振興や特殊事情などを考慮して候補者を選定せざるを得ないような状況のもとでは、必ずしも選定委員会の選定によらずに候補者選定をしていくということで今後も考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

それから、サービス水準を高めるためですが、指定管理者制度導入そのものが今、行政で行っているようなものに加えまして、民間のノウハウを取り入れてサービス水準を高めようということで制定されたものでありますので、この趣旨を十分理解しながら、公募の条件とか、さまざまな面でそれらを活用できるようにして進めてまいりたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

それから、わか杉国体であります、受け入れ体制であります。

受け入れ体制につきまして、まず競技施設につきましては、18年度当初予算に雄物川体育館の暗幕設置について計上しておりますが、これをもちまして大きなものはほぼ終了する予定であります。それが

ら選手、監督、役員などの受け入れの宿泊体制であります。これは秋田県の合同配宿本部へ参加をしながら、市内の営業施設を中心に配宿を考えているところでもあります。それからその配宿に当たりますと、国体の前半の部分で1,300人、後半の部分で約1,300人ぐらいの宿泊が見込まれますが、市内には公営を含む34の宿泊施設がございます。これの宿泊可能人員は2,075人となっておりますので、宿泊関係はこれによって対応できるものというふうに考えております。

それから、組織体制であります。合併等がありまして、実行委員会の設立が県内の他の市町村よりも若干遅れぎみであります。2月3日に設立いたしました。この中で具体的に行動してまいりたいと思います。さらに、大会運営そのものにつきましては、実施本部を設置して万全を期したいというふうに考えております。

これらの活動に対しましては、市の職員を中心に協力団体、ボランティア、中・高生などからなる人方からご協力いただきながら進めてまいりたいというふうに思っています。国体の開催を新市の一体感醸成の絶好の機会というふうにとらえまして、物産、観光、農業関係者等のご協力を得ながら、市民総参加のもとで、温かいもてなしの心で全国から訪れる人たちを迎えるように頑張りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、開催地効果の件であります。まず、基本的にホッケーにつきましては、残念ながら現在、市内に競技団体あるいはスポーツ少年団といった組織がございませんが、旧十文字町では、職員を中心にしたホッケークラブが結成されまして、小学生を対象としたホッケー教室などを開催し、普及に努めておられました。18年度におきましては、競技団体と連携して、ホッケー教室あるいはボーリング教室を開催し、国体のPRのみならず、同競技の一層の普及に努めてまいりたいというふうに考えております。それらのもの以外のその他の競技につきましても、競技施設の改修とか市民の競技スポーツへの関心が高まるような取り組みをして、ぜひ生涯スポーツ等の充実につなげていきたいというふうに思っています。

観光や物産についてであります。市の特徴をアピールする絶好の機会でもありますので、これらにつきましても関係団体と連携しながら、横手の多彩な魅力を全国に発信するように一生懸命努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

田中敏雄 議長 23番佐藤清春議員。

23番（佐藤清春議員） そうすれば、二、三点について再質問いたします。

職員の資質向上と意識改革について、いろいろ市長から考え方がありましたけれども、市長も私たち議員も4年に1度という定期検査があるわけですが、職員についてはそういうハードルは実際ないわけで、ですからいろんな研修とか物に頼らざるを得ないというふうに思いますが、今の先進事例というか、各いろんな自治体で旧来の年功序列から能力実績を重視した人材育成型の人事評価制度というか、こういうものを導入している自治体もございますけれども、この点に関してはいかががお考えなのか、お伺い

したいと思います。

それから、これに関連するわけですが、行政改革を進めていく上では、当然、その都度都度の行政評価をするということが大事でありますし、当然、それらを実行する機会がなければならないと思いますが、そういう意味でも、この評価制度の導入というのは先進事例を取り入れている自治体は、そういうことも含めて考えておられるのかなというふうなことを私自身は思います。それで、改革は小さなところから始まるわけですが、いわゆる今回、今定例会にこの後、条例改正が提案されることになっておりますけれども、いわゆる職員の管理職手当の削減と、そして市長自らの報酬をお下げになるというふうなことが提案されるようでもありますけれども、このことについては先日、近江議員からもご指摘もありました。そして先の議会でも議論のあったことなので、せっかくの機会ですので考え方をお聞きしたいというふうに思います。

いずれ当選直後に、市長は公約という形の中で、自分の報酬を10%下げられました。そして今回、さらに5%を下げるということで今議会に提案してございますけれども、果たして、これはこの後、皆さんで議論することですので、私の考えばかり申し上げてもいたし方ないわけですが、この条例が通りますと、県内12市ある中で低い方から数えて4番目ということになるそうではありますが、いわゆる10万人都市、県下第2の都市ということでスタートしたものでありますし、やはり市長の責務の重さ、そして先ほど申し上げたような仕事に対する評価の代償だと、市長は最高責任者であり、しかもこの言葉が適切かというようなことは余り言えないと思いますが、最高権力者でもあるわけですので、ただ、自らの考えの中で自分がこうしたいとすれば可能な部分もあると思いますけれども、この点については、私は市長が自ら自分の評価をお下げになるというふうにもつながりかねませんので、本来であれば私は一考を要したいというふうに思っておりますが、職員の給与と市長の給与を同時に考えるというのは私は違うというふうに思います。ですから、これは市長の考えのもとで今回、提案されるわけですので、その人事評価制度、あるいは行政評価についての市長のお考えをお伺いしたいというふうに思います。

それから、いわゆる新しく始まる農業施策の中で、農地、水、環境保全向上対策にかかわることで、昨日のお話の中でも、それをいわゆる受益者全体にその事業を還元するとすれば、市では1億5,000万ほどの予算が必要になるというふうな説明がございました。それでこの対策については、いわゆる手挙げ方式というふうなことになっておりますので、やはり最終的には、市で負担する、応援する部分の財政の問題が一番重要になってくるというふうに思います。先の、私も東北農政局の方から中期の意見を聞きたいというふうなことで意見交換会が先日開催されたわけですが、それに参加しているお話を伺いましたが、国の方では、出来ればこの事業を長く続けたいというふうな希望も持っておりますが、いわゆる希望者が多い場合、何としますかというふうな質問に、向こうからの答えが、国では一生懸命頑張るけれども、最後にネックになるのが地元の財政負担でないのですかというふうなことを言われまして、全く私もそのとおりだなというふうに思いました。いわゆるこのことが本当に農家全体の、これからの集落のあり方というふうに変わる事業ですので、もしそうなった場合の対応という

か、市でそれだけ予算を計上出来るのかどうか、その見通しについてお聞かせください。

それからもう一点ですけれども、国体についてであります。

先ほど十文字の例が総務企画部長からも報告、説明ありました。それで、よくその大会に向けて、いわゆる大会に出場する選手のために強化すると、こういうことがよくあるわけですが、私はこれから聞きたいのは、いわゆる夢ある施策ということでお伺いするわけですが、その大会に向けて、いわゆる子供さん方に限らないと思いますが、小学校・中学校、市の市立の小・中・高については、教育委員会の方でも、その応援体制というか、従来はスポ少に対しては支援体制が整備されておらなかったわけですが、今回、学校の部活動とともにスポ少に対しても支援を拡大するという事をお伺いしておりますが、県立のいわゆる高校が横手市にたくさんございます。いわゆる地元開催に向けていろいろ強化をしているチームもあると聞いております。私は先ほど申したように夢という部分で、もしでき得るならば、小・中は市立だから応援する、県立は私方の対象外というふうな考え方でなくて、もう少し市が協力体制をとるとということも大事なのではないかなというふうに考えますので、その点についての考え方をお聞きしたいというふうに思います。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 1点目の行革にかかわります再質問でございますが、議員ご指摘のとおり、定期点検というか免許書きかえというか、あるわけでありまして、そういう意味では住民の皆さんの、いわゆる納税者の方々の一定の評価を得る立場であるわけでありまして、職員はそういう立場にないわけでありまして、このことがこういう時代にあってどうなのかという議論は確かに共有しているところでございます。そのために人事評価というのはなされなければならないというふうに考えておりまして、過去2年ほど、トライアルということで、試みということで実践した経験を持っておりますので、これは18年度、新たなる人事評価の試みをしてまいりたいというふうに思っている次第でございます。

なお、行政全般にかかわる評価につきましては、行政経営品質向上プログラムの中に行政評価をいただくという、もらうという推進方向もございますので、その中で考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

なお、私自身のことに関しましては、自分の評価はそれで下がるとかということは一切考えておりませんので、私の評価は市民の皆様が決めることでありますので、私はこういう状況の中で自分の立場、責任をなかなか全うしがたい予算編成であることに責任を感じなきゃいけないということで、給与改正をお願い申し上げる次第でございまして、自分自身が自分の評価が低いというふうに思っているわけは一切ございません。

以上でございます。

田中敏雄 議長 産業経済部長。

阿部充 産業経済部長 3点目の農地、水、環境保全の対策について、財政の見通しはというご質問でございました。18年度、試験的に横手市で3カ所行われるわけですが、この交付金は10アール当

たり4,400円、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1、このようになっております。ただし、18年度はあくまでも試験的な実施でありまして、19年度、この18年度の試験をもとに正式に検討されるということになるかと思えます。

ただ、これが19年度導入されますと、市の大幅な財政支出ということが出てくると思われます。2005年の農林業センサス速報を見ますと、横手市の農地は水田と畑を含めましてですけれども、約1万6,000ヘクタール、そのうち水田が約1万4,500ヘクタールとなっております。この農地、水、環境保全対策につきましては、集落単位あるいは水系単位、もう一つは農業基盤改良事業の実施区域、この3点ということに国が定めております。いずれ市と協定を結びまして、この地区内の水路あるいは農道あるいは何といいますが、減農薬といいますが、環境に優しい農業、これを進めていくというのが大前提になるかと思っております。

いずれ、正式にはこの夏ごろには決定になるかと思えますけれども、県でも4分の1の負担ということで、これが全県的な拡大を見せますと、県でも大きな財政支出ということになるかと思えます。現在、横手市におきましては、各土地改良区を中心に、先ほど佐藤議員さんが述べられましたように勉強会等を開いて検討しているようでございます。いずれ手挙げ方式ということなわけございまして、19年度本格導入になりますと、かなりの地区からの手が来るのではないかなという予想をされます。いずれ財政的には国の支援がない限り、市としては相当厳しいものになるんじゃないかなという見込みでありまして、いずれ今後の国・県の動向をよく見極めながら検討していく必要があるかと思っております。よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 学校への支援の件であります、小学校、中学校につきましては、今回、清陵学園もありますけれども、それ以外の小学校、中学校につきましては、市が設置している学校ですので、出来る範囲で市が応援するのは当然のことだというふうに思います。

なお今回、高校、県立の学校への支援は、直接的には地方財政上出来ないことになっておりますので、ただ、そうすれば何かの手法を凝らして応援するのはいいのかということを考える中で、やはり基本的に県立学校につきましては県が支援をする、あるいは今回の国体などにつきましては、協議団体が強化費などで指定選手とか指定校とかで応援をしているはずでありますので、基本的には、その部分につきましては、応援する役割を果たす部分がちゃんと別にあるというふうなことで考えられるのではないかなというふうに思います。

ただ、市の税金の中から応援するかどうかというのは、そういうことではありますが、地域の中の学校の皆さんが一生懸命頑張っている姿に対しましては、可能な限り地域の中で一生懸命応援していくべきではないのかなというふうに思います。今回さまざまなものがありましたけれども、市役所の職員の中にも、そういうお願いをしていこうかなというふうに考えておりますので、よろしくお願申し上げます。

田中敏雄 議長 暫時休憩いたします。

再開は1時20分といたします。

午後 0時16分 休憩

午後 1時20分 再開

佐々木喜一 副議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋 謙 議員

佐々木喜一 副議長 22番高橋謙議員に発言を許可いたします。

22番高橋謙議員。

【22番（高橋 謙議員）登壇】

22番（高橋謙議員） 新政会の高橋謙でございます。

ただ今から一般質問をさせていただきますが、その前に昨日も建設部長が大変お褒めの言葉をいただいたところでございますが、私からも一言御礼を兼ねて1つお願いを申し上げたいというふうに思います。

今冬のこの大雪に対し、合併したてのその体制で、住民に対し何らトラブルも起こさず、いよいよ春を迎えるまで来られたことに対しては、建設部のチームワークに対し心から感謝を申し上げたいと思います。ただ1つ忘れてならないのは、こういったスムーズな除雪が出来たことは、雪寄せ場を提供して下さっておる多くの人方があるということでありまして。昨日も近江議員さんからのお話がございましたが、やはりそういった方々に感謝を込めながら、雪消えとともに、そういった場所の除雪、排雪をしっかりと怠らないように、そして永久にこの雪との戦いは続くわけでありまして、そういった方々へのご配慮を特にお願いを申し上げる次第でございます。

それでは質問に入らせていただきます。今回の質問は、大きく分けて2点を要旨として出しております。

1点目、新庁舎と機構改革についてであります。その として分庁方式のあり方と新庁舎の必要性について。またもう1点は、合併協において地域局の充実ということがうたわれておったわけでございますが、その後の考え方についてという2点についてお伺いするわけでございますが、昨日の一般質問で諸先輩議員から同じ趣旨の質問があり、答弁も伺ったわけでありまして、概ね理解出来たと思っております。しかし、確認の意味を込めまして次の2点についてお伺いをいたします。

第1点目は、新庁舎についてであります。

私は近い将来、本庁機能を持つ施設はぜひとも必要であると考えているものでございます。新庁舎については、市長の昨日の答弁にもあったように、合併協で5年以内に検討委員会を設けて協議をするということとされておりますが、一方では、建設場所を想定した附帯事項もついており、ここが市役所建設地

と思込んでおる市民の方も少なくないと思われます。このような混乱をなくすためにも、また仮に新庁舎を建設するとしたならば、特例債を含めた財政計画、また他の事業への影響なども当然出てくるわけでありまして、出来るだけ早い時期での検討委員会設置をし、協議をすべきと考えられますが、市長の考えをお伺いするものであります。

2つ目でありましてけれども、地域局の充実についてであります。

地域住民が合併への不安を持つことのないようにということで、ほとんどのサービスが地域局で受けられるようにということで地域局の充実を図ってきたわけでありまして。18年度の機構の一部見直しということで、建設、水道の一部職員を残して本庁への異動、さらには農業委員会担当も地域局から引き上げるとのことです。状況の変化により場合によっては見直しも当然必要なことだろうと思われませんが、いずれも地域住民への生活に密着したサービス、相談などをする担当部署であり、担当職員からも、この体制では住民にサービスが出来るのかどうか不安だとの声も多く聞かれます。昨日の答弁では、この機構改革については住民の理解を得て進めたいとのことでしたが、住民の理解を得るためには、まず内部できっちり協議をし理解し合った上でのことでなければならぬと思っておりますが、この点についてのご見解をお伺いいたします。

次に、大きい2番の項目であります。産業振興にという大きな題にしておりますが、農業と商業について主にお伺いをしたいと思います。

先ほど午前中に我が会派の佐藤清春議員が、農業振興ということである質問をされたわけでありまして、農業の生き残りをかけた重要な課題である経営所得安定対策に対して、強い意欲を持って取り組むというご答弁がありました。県では知事が先頭になって集落まで入ってその推進を図るというふうなことを言われております。どうか市長におかれまして、それこそ集落に入って、農家と膝を交えながら、この対策に取り組んでいただきたいということを、まずもってお願いをしたいと思います。

それでは、1番の質問に入りますが、今回は米に絞って質問をさせていただきます。

1つ目、安全で売れる米づくりについてであります。

ここ平鹿平野は、肥沃な土地、豊かな水、気候風土にも恵まれ、米づくりには最高の適地だと思われまます。当市の米の販売額は、平成16年度実績でJAに出荷した分に限ってでありますけれども、秋田ふるさと農協と雄物川農協、合わせて全農産物販売額が193億4,000万円です。うち米の販売額が108億4,000万円となっており、米の占める割合は56%と、まさに横手市農業の基幹作物であります。しかし米の消費は年々減少しており、このまま推移していくと需給のバランスを取るためには、2025年には転作率が今の倍に当たる約60%になるだろうと予測している機関もあります。

このような厳しい中での米の販売をするわけですから、今、消費者の求めているものの、それに合ったものを作っていかなければなりません。消費者が一番求めているのは安全性ということであり、次に本物であるかどうかということだと言われております。つまり秋田県産の秋田こまち100%なのか、他の県の秋田こまちと混ざっているのかどうかという、本物であるかどうかということが次に望まれてい

るものであります。その次に価格が適正であるかということだそうであります。

しかしながら、JAによる玄米によるカドミ含有量調査によれば、微量ではありますが、管内の一部にカドミウムが検出された米が出てきているということで大変心配をしているところであります。0.4ppm以下であれば食用として通用すると言われておりますが、最近では生協や一部米卸しでは0.2ppmの自主基準を設けているところもあり、ハードルが段々高くなってきております。一步間違えば、横手市農業への大打撃を与えかねない重大な問題であり、県、JAなど関係機関との連携を取りながら、万全の対策が必要と思われませんが、当局のお考えをお伺いいたします。

次に、2つ目の特裁米についてであります。

売れる米づくりを目指して、低農薬、減化学肥料による特別栽培米がJAの指導のもとで栽培されております。しかしながら、減農薬による病害虫への不安、肥料を減じるための収量低下への不安など思うように普及していないのが現状であります。大手米卸しや量販店などの有利販売をするためには、量の確保が重要であり、新たに立ち上げたマーケティング推進室も含めた普及と支援が必要と思われませんが、そのお考えをお伺いをするものであります。

3つ目でありまして、各施設での地場産米の消費状況についてであります。

米の最大の課題は、いかに消費を増やすかということだろうというふうに考えますが、そのような意味からも、市内の公の施設での給食、そしてアピールを兼ねての温泉施設の食堂やレストランでの地場産の米の提供など、率先して消費拡大に取り組むことが重要かと思われませんが、公共施設での消費状況はどうなっているのか、お伺いをいたします。

次に、商店街の活性化についてであります。

市長の施政方針にもありましたが、日本経済は回復の兆しが見られるということで、最近、特にいろいろマスコミで騒がれております。しかしながら、当地域を始め地方経済は依然として厳しい状況にあります。このような中で、飲食店も含めた商業関係者の皆さんからは、回復どころか、だんだん悪化しているとの悲鳴にも似た声が聞こえてきます。私がここで気になることは、多くの皆さんが合併後、景気が悪くなったと、そういう声が多くあることです。特に旧市町村においては、会議やイベントの回数も少なくなり、その影響も少なくないと思われまして。私はこのような商店街の活性化の一助になればと、次の2点を提案いたします。

その1つは、各種祝い金等の商品券での支給についてであります。この制度は合併前のいくつかの町村で実施しておいて、それなりの効果を上げた事業であると同っておりますが、商工会などとの協議をされ、実施に向けて取り組んでいただきたいと思っておりますが、そのお考えについてお伺いをいたします。

2つ目は、各種会議の持ち回り開催についてであります。人が動けば金も物も動くわけではありますが、合併後の旧町村では、必然的に会議などの回数も少なくなり、それに伴って人の動きも鈍くなり、金や物の動きも鈍くなってきているのは明らかであります。私自身も毎日のように十文字に出かけていたものですが、合併後は横手に出向くことが圧倒的に多くなり、ここしばらく十文字の商店街にも顔を出す

暇さえありません。合併により多くの皆さんがこのような状況になっているのではないかと考えております。

そうした意味からも、市主催の会議、講演会などのイベントを、出来る限り持ち回り開催をし、人の動きを活発化させ、商店街活性化の一助にさせていただきたいと思いますが、そのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

空き店舗対策も重要な課題となっておりますが、これ以上の空き店舗を出さないためにも、その対策に万全を期されることを望み、この場からの質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

佐々木喜一 副議長 答弁を求めます。

市長。

五十嵐忠悦 市長 お尋ねがございました3点の中の1点目でございますけれども、新庁舎と機構改革について、まずこれにご答弁申し上げたいというふうに思います。

分庁方式につきましては相当の議論があり、答弁もさせていただいたところでありますけれども、議員の方からは新庁舎の必要性、その検討についてのお尋ねがあったわけでありまして、合併協議の中では5年以内に検討委員会を立ち上げるということにいたしておりますけれども、もっと早い段階での立ち上げが必要ではないかと、こういうご指摘でございました。もとより5年以内というのは、5年以内ということでありまして、最大5年ということでありまして、それを前倒して立ち上げるというのは否定しているわけではもちろんないわけでありまして、さまざまな組織機構のあり方、サービスのあり方等々を検討する中で、それはもちろん分庁方式のあり方の検討も含まれるわけでありまして、そういう検討する中で、新しい庁舎がどうあらねばいけないのかというようなことの検討は、当然できるだけ早くしなければいけないことではないかなと考えているところでございます。5年以内というのは、あくまでも当初そういう想定をしたという程度のご理解でよろしいのではないかなというふうに思っているところでございます。

この項の2つ目に、地域局の充実について、現状についてどのように考えるか、まず職員が地域局で仕事をする職員に理解をさせるのが先ではないかと、こういうご指摘でございましたけれども、基本的にはそのとおりであろうかなというふうに思っている次第でございます。まだまだ合併して半年にも満たない状況でございまして、職員がすべて同じ目線で同じ方向を向いているとは正直言いがたい状況であろうかなと考えております。現状に対する認識にも、多分まだまだ温度差があるのかなというふうに思っている次第でございます、新市が目指すべき方向性、あるいは新市が現在抱えている課題というものの認識の共有なくして、こういう問題、住民のサービスに直接かかわる、あるいは根幹の問題でありますので、そこら辺がきちり理解されないと進まないというようなことは、ご指摘を待つまでもないというふうに思った次第でございます。そういう意味では、いま一步と申しますか、もっともっと内部での協議が必要になるのかなと考えている次第でございます。

自治区が制定されておりまして、区長も選任されております。区長を軸といたしまして、地域局との事務事業のあり方について、より突っ込んだ具体的な議論というものをしてみたい、そのように思う次第でございます。当然のことながら、これについては既に新市建設計画の財政シミュレーションの中で、人件費あるいは組織を維持するコストの縮減によって財政均衡を図る、安定的良好な住民サービスをするという前提がありますので、まずこのことを職員はどう読むかということが大事ではないかなと思った次第でございます。昨日と同じ力量で明日の仕事は出来ない時代であろうかなと思います。そういう意味では、午前中の質問にもお答えしましたけれども、職員の資質が上がらないことには、これは出来ない話でありますので、昨日と同じ能力で明日も出来る時代じゃないということをお我々も職員もともども共有しながら、しっかり仕事の見直しもしていきたい、そんなふうに思っている次第でございます。

そして、並行しながら、住民の皆さんのご理解、まさに新しい時代は住民の皆さんと一緒に町をつくっていくんだと、そういう協働という話も申し上げた。協働の理念、方向性についても、十分なお話し合いをさせていただきながら、ご理解を少しずついただく中で、こういう改革等々も進めてまいりたい、そのように思う次第でございます。よろしくお願い申し上げたいと思います。

ほかの点につきまして、とりあえずは担当の方から答えさせていただきたいと思います。

以上であります。

佐々木喜一 副議長 産業経済部長。

阿部充 産業経済部長 2つ目の産業振興についてお答え申し上げたいと思います。

まず、第1点目の米に関係するご質問であります。

1つ目としましては、カドミ汚染対策ということでございますけれども、やはりご指摘のように、消費者が安全・安心、もとより本当の産地ということで、今、米を求めていると認識しているところでございます。一部地域と述べられましたけれども、やはり昭和50年代から増田、十文字、平鹿町の一部で公害防除特別対策事業、いわゆる公特事業が実施されてきたわけでございますが、その過程におきまして除外された部分がございます。この部分からその土地によっては、あるいは気象の状況によっては、一部汚染米あるいは準汚染米が検出されているというのがこれまでの状況であります。ただし、農協でも自主的にロット調査等を実施いたしまして、仮に準汚染米あるいは汚染米が検出されましても、絶対流通には乗せないということで万全の体制を敷いているところでございます。

やはり消費地で、何といいますが、横手の米からカドミが微量でありましても検出されたとなりますと、かなり風評被害ということで大きなダメージを受けるわけでございます。これは生産者はもとより、農協等も十分認識して現在対応をしているところでございます。対策としましては、湛水管理、カドミはやはり水が十分であればなかなか吸収されないということがわかっているようでございまして、県でもこの湛水管理を指導しているところでございます。また併せて、抑制剤といいますが、ケイカルあるいは溶燐等、これを散布しまして抑えると、そういう方策を現在とっているところでございます。

一番の対策としましては、客土等の恒久対策があるわけでございます。現在、増田地区の方では未対策地域が100ヘクタールあるわけですが、これもいろいろ県とも折衝を重ねてきておまして、何とか恒久対策を実施してほしいということで依頼、お願いしてきたわけですが、今般そのうちの70ヘクタールほどですが、県の環境審議会の方に今月中にはかかる計画になっております。これが県の審議会を通りますと、国の環境庁の方に行っているんな対策地域の指定ということになるわけでございますけれども、国との折衝が順調に進みますと、18年度には調査、19年度には実施設計、そして20年度には一部着工になるのではないかという見込みであります。ただし工事費につきましては、一反歩当たり300万から400万ほどかかると見込まれておりますので、この70ヘクタール分につきましても、10年はかかるだろうという見込みであるところでございます。いずれにしましても、カドミは絶対出さないという対策が必要であろうと思います。

それから議員ご指摘のように、消費地で0.2ppmですか、いろいろあるわけでございますけれども、国際基準を設定しますコーデックス委員会では、米については0.4ppmということで設定しようということで現在話が進められているという情報を聞いております。0.2となりますと、今までの何と申しますか、対策をまだちょっと見直ししなければならないという状況も発生しますので、いずれ0.4ppmに落ちつくこととなりますと、現在のいろいろな対応策で十分かなという思いをいたしているところでございます。

それから、市内各施設での地場農産物の消費状況ということでありますけれども、三セクを含む市の温泉、病院、宿泊施設等でございますけれども、現在、市管内には12カ所の温泉施設、宿泊施設がございます。また病院等もあるわけでございますけれども、これらの公共施設におけます米の消費量は年間およそ41トンと見込まれております。そのうちの横手産米の使用は24トンでありまして、横手市産米の占める割合は58%となっている状況でございます。残りにつきましても、すべて県内産米の使用となっているようでございます。引き続き今後とも関係施設と協議しながら、出来れば横手市の米を利用させていただきたい、そして消費施設を通じて、旨い横手産米のPRを図るようにしていきたいと考えているところでございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げたいと思います。

次に、商店街の活性化ということで、各種祝い金等の商品券での支給というご質問がありました。

また合併後、飲食店を含めた商店街、なかなか活気が薄れてきたというご指摘がありました。これにつきましては、市長からも酒席を伴う懇談会におきましても、出来るだけ地元を利用するようにという指示を受けております。これもいろいろな部分で各地域局とも連携を、あるいは連絡を密にしながら出来るだけ地元利用ということで呼びかけをしていきたいと考えているところでございます。

商品券の活用につきましては、これまで各商工会におきまして、地域の商業活動の活性化を図る目的で、有効にその活用が行われてきているようでございます。新市におきましても、地域商店街の活性化の取り組みとしまして、各地域局で従来行ってきております商品券の活用、これを引き続き活用させていただきたいということをお願いしていこうかなと思っているところでございます。ただし祝い金などの市全体の取り組みを想定した場合の活用についてですが、現在、横手市に全市共通した商品券がない

状況でございます。そういうところから全市一本に絞った場合、各地域の商店街振興に果たしてつながるのかなどかなという思いもいたしているところでございます、かなりの調整等が必要になるのではないかなという考えであります。いずれ関係部局とも協議しながら検討してまいりたいと思いますが、現時点ではかなり困難な状況と認識しているところでございます。

それから、各種会議等の開催につきましてですが、催し物の内容によっても異なるとは思いますが、出来るだけ各地域での開催を計画するよという事で、これまた市長からも指示を受けておりますので、それぞれの地域の特性を生かしながら地元開催ということを配慮していきたいと思っております。各地域には伝統的なイベントやお祭り等があるわけございまして、これらの何といいますが、活性化も含めまして検討してまいりたいと考えております。

それから、1つ答弁が漏れました特裁米の普及と消費状況についてということでございます。

特裁米の件につきましては、減農薬あるいは減化学肥料ということがうたわれておりますが、いずれ、市におきましても面積が増えてきている現状であります。特裁米につきましては、米の付加価値を高めるとともに、横手産米としてのブランドのイメージ向上に大きく貢献しているものと考えております。18年度におきましては、特別栽培米等販売促進事業、これはちょっと予算的には20万と少額ですが、この事業を展開しながら、またJA等とも連携し、現在、増田地区で取り組んでおります京都生協との結びつき、あるいは里見地区で行われております関東の消費者団体、小売店等との結びつき、これらを強化しながら横手産米としての売り込み、交流を深めて販売促進、あるいはマーケティングを継続して行っていきたいという思いでございます。よろしくお願いたします。

佐々木喜一 副議長 22番、高橋議員。

22番（高橋謙議員） 1つ確認でありますけれども、公の施設での地場産の米の消費ということで今お答えがありましたけれども、12カ所で58%の使用をしているというふうに答弁ありましたけれども、これは学校や保育所の給食ということについても含まれた数量であるのかということを確認をさせていただきたいと思っております。

それと増田地区の恒久対策についていろいろご説明があり、金額的にも非常に莫大な金額がかかるということで、なかなかこういった恒久対策には踏み切れないというふうな感じがするわけでございますが、しかしながら0.4ppmの現在のそういった状況であれば、今のままの対策で十分だと、そういうふうな答弁もあったわけでありまして、そしてその対策としては、やはり湛水管理と併せてケイカル、溶燐の土壌改良剤を併用することが効果的だというお話もあったわけでございますが、この湛水管理をする時期としては出穂を挟んだ前後と言われております。ということは稲の花が咲く花水ということで、一斉にどこの田んぼも水を入れる時期でもありますし、季節的にも夏の暑い、ひよっとすれば水不足で大変だということも間々あるわけでありまして、そういったことで、この0.4ppmで安心出来るかなというふうなことも非常に懸念されるわけでありまして、農協は農協で今いろいろなことで対策をして農家にも啓蒙を図っているわけなんですけれども、市として特別このことについて何か対策をとるとか、そういっ

たことはないのかどうかということをお伺いをしたいと思います。

それから前後しますけれども、新庁舎について5年以内ということは、以内なんだから5年以内なんだというふうな答弁でありましたけれども、私はやはり市長は今、ご就任以来約半年になりました。残り3年半ということになるわけであります。そういったことで、任期中にこういったことについて、新庁舎ということを作る建てないは別として一定の判断を下す時期ではないのかなというふうなことを思うわけであります。登壇しても述べましたけれども、やはり財政計画にも、何というんですか、ごみ処理場の建設も27年稼働ということで計画をされておるようでありますけれども、そういった大規模な事業が見込まれている中で、もし建てるとするならば、これも特例債を含めた財政計画についてもきちっとした計画を立てておかなければ、他の事業にも大変影響を与えるのではないかなというふうに思うわけで、私はなるべく早い時期にこういったことについて一定の結論を出すべきでないのかなというふうに思うわけですが、その点についても併せてお伺いをしたいと思います。

佐々木喜一 副議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 任期中に判断をとということでございましたが、平成18年度には新市の総合計画を作ります。当然、財政シミュレーションは新たに作り直すわけでございますので、そのときは当然10カ年の財政シミュレーションを作るわけでありますから、当然、事業の大まかな年度別の計画と申しますが、ある程度大まかにならざるを得ないと思いますけれども、当然立てるわけでありますので、ということは新市の新しい庁舎はいかにあるべきかというのは、その中に盛らなければいけないわけでございます。多少あいまいな表現をするにしても、盛らなければいけないのが18年度中だという矛盾がそこに出てまいるわけでありまして、その辺どういうふうになるのか実は正直困っているところもございます。

ただもう一点、視点を変えれば、皆様のご指摘のあるとおり、1カ所の本庁機能を全うすることによる効率化が高いんだということは厳然たる事実でありますし、1カ所想定される施設を市は持っていないということも事実であります。この辺の糸をどうほぐしていくかが非常に難しい、しかし大事な話でありますので、5年以内とは申しながらも、そんなには待ってられないだろうなというような認識も持っているところでございます。

以上であります。

佐々木喜一 副議長 産業経済部長。

阿部充 産業経済部長 公共施設での農産物の消費の状況ですけれども、これは各給食センターの実績は含んでおりません。

それから、カドミの関係ですけれども、ちょっと私の説明が足りなかったと思っております。決して0.4ppm未満は大丈夫、そういうわけではございません。やっぱり一番いいのは極力数値が低い方がいいわけございまして、ただ今基準としては0.4ppmというものがあまして、そのような説明になったわけございまして、説明不足の段、ご容赦お願いしたいと思います。

市としても特別な対策はないかというご指摘でしたけれども、今のところは湛水管理と抑制剤の散布、

この2点で取り組んでいきたいと考えております。ただし高橋議員さんご指摘のとおり、夏場の暑いとき、あるいは花水といたしますか、そういうときですけれども、湛水管理といたしましても、たっぶり水を溜めるというわけでもございません。土壌が酸化しない程度に湛水していただければよろしいのかなということであります。

以上でございます。

佐々木喜一 副議長 22番。

22番（高橋謙議員） 今の答弁で給食センターについては、地場産米の消費については入っておらないというふうなことでありましたけれども、教育委員会の方でもし把握しておるのであればご答弁を願いたいというふうに思います。

もう一点、機構改革についてでありますけれども、上下水道部の機構が建設部とともに変わるというふうなお話があったわけでありまして、その機構図を見てみますと、地域局にはほぼ2名の職員を置いて、ほかは本庁機能の方へ集めるというふうなことであります。しかしながら、その地域局の仕事の内容、担当する内容を見ますと大変多岐にわたっており、果たして2人で十分な住民へのサービス提供、あるいは万が一の場合の対応が出来るのかなと非常に不安も持っておるところであります。そういったことについて庁内で十分話し合った結果なのかどうか、それらの対応についてもお伺いをしたいと思います。

佐々木喜一 副議長 教育次長。

小野順一 教育次長兼中央図書館長 給食センターの米の使用量についてお答えいたします。

8給食センターの総体の量でありますけれども9万5,744キロを使っております。このうちの地元の比率というのは、手元にその資料をちょっと持ち合わせておりませんので、どれくらいの比率なのかはちょっとここではお答えできませんが、いずれ9万6,000近い総量は米で使っております。ちなみに青果物でありますけれども、青果物につきましては2万9,600キログラムというような野菜物を使っているという状況であります。

以上であります。

佐々木喜一 副議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 今回の機構改革で、特に建設部、上下水道部の関係がいろんなご心配を伺っております。昨日も申し上げましたが、基本的には職員の退職者と採用の差でいきますと、30名近くから多いときでは70名近く減員する中で、現在の仕事をしていかなければならないということがあります。

一方で今回は合併後半年でありますけれども、半年後に職員が減る状況が出るということがわかっておりましたし、そのことで機構をどうするかというのを内部でもいろいろ話しました。今回はかなり短い時間でしたので、建設部、上下水道部とも組織全体で合意されたかということになりますと、決してそうでもない面がございます。ただ、今回の組織の見直しにつきましては、特に建設部、上下水道部におきましては、予算要求時のときから含めまして、現場の方から全員の合意ではなかったというふうに

思いますけれども、現場の方からこういうふうな形で人が少ない中で仕事を進めることが可能だということで提案があったものであります。人事を担当する方としては、両部の皆さんの意識の高さを本当に評価して、皆さんからも評価していただきたいし、そういう少ない人数の中で、どうやって仕事を今と変わらないようにやるかということを一生涯懸命考えた上で提案をいただき、それを内部でいろいろ検討いたしました。こういう方向でいきたいということ、全体の中にはその後説明をしていただきましたけれども、庁舎内に少ない人数で仕事を進めなければならないという、こういう意識がそれぞれのところに生まれてきているということ、これを何とか評価していただいて、ぜひこのスタイルで仕事が進められるように応援していただければなというふうに思います。よろしく願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 22番。

22番（高橋謙議員） 最後でありますけれども、学校給食センターの方では、米の場合9万5,000キロ口使用してあるというふうなことでありますけれども、地場産のものについては把握しておらないというふうなご答弁でありました。昨日も食育についての話も出たわけでありまして。どうか極力地元の農産物、そういったものを使いながら、子供たちに食育ということで、おいしい給食を食べさせていただきようをお願いしておきたいと、答弁をいただければありがたいと思いますけれども、これで終わります。

佐々木喜一 副議長 教育次長。

小野順一 教育次長兼中央図書館長 なるべく地元の地場産を使っていくようにしたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

齋藤光司 議員

佐々木喜一 副議長 16番、齋藤光司議員に発言を許可いたします。

16番、齋藤光司議員。

【16番（齋藤光司議員）登壇】

16番（齋藤光司議員） まずは1点目、山形新幹線の延伸と横手湯沢道路の東北中央道までの延伸についてお尋ねをいたします。

田舎度、方言で言えばじゃんご度、そういうものがあるそうであります。東京からの時間がどれくらいかかるかというのが最大の基準なようであります。かつて秋田は、そういう意味では全国的に見ても一、二を争うじゃんごであった時代もありました。都会の人たちが言う、空気がおいしい、緑がきれい、そういう環境としての田舎という部分にはまことに結構なのであります。しかし地方も、かすみを食べて生きていけるわけにはいきませんから、経済発展のためには、どうしても根本的な社会基盤である高速交通体系を構築し、東京までの時間的距離の溝を埋めなければならないわけであります。県民こぞでの運動の結果、秋田空港の開港、秋田新幹線、秋田自動車道と相次いで完成をし、東北の陸の孤島と言われた時期は脱したのかな、そういう思いはあります。

しかしながら、この地域にはこれからの新市発展のための高速交通体系の積み残し、山形新幹線の延

伸、横手湯沢道路の山形中央自動車道までの延伸といった、我が市だけではなく県・国を巻き込みながらどうしていくんだという二大プロジェクトを抱えております。昨日の阿部議員の質問にもありましたとおり、種々の事情の中で一向に進展しないプロジェクト計画に、運動そのものが形骸化してしまっているのではないかと、そういう指摘。また市としての二大プロジェクトへの優先順位で、新市8つの地域で大曲駅に近い大森の皆さんと、昨日の阿部議員の発言にもあった、北上線に愛着を持つ横手の皆さん、また地区の中では最もこの延伸に期待をしている十文字、増田の皆さんと、温度差は歴然としているわけで、今、新市としてこの二大プロジェクトに対しての向かい方を早急に決めるべきだ、そして実効性のある運動を進めていくべきだ、以上2つの大きな思いを込めて以下の5点をお聞きいたします。

1、山形新幹線延線の可能性についての見通しと、運動当初と現在との建設財源、地元に対する経済波及、利用者などの各種の詳細な試算比較。また現在、この事業の置かれている状況と地元自治体としてのこれからの方向性、国・県、市民への働きかけについての具体的な考え方をお尋ねいたします。

2、横手湯沢道路の東北中央道までの延伸の見通しと、現在置かれている状況。道路特定財源の一般財源化に対する考え方とこの道路延伸に及ぼす影響。実現化に向けた国・県、市民への働きかけについての具体的なお考えをお尋ねいたします。

3、今、市が置かれている経済的、社会的状況を考え、実現化に向けて運動を進めていくときに、2つのプロジェクトの優先順位をつけるべきだと思います。この将来に向けてのプロジェクトの優先順位をどう考え、市民にわかっていただくのかをお尋ねをいたします。

4、暫時の間、市民の利便性において不可欠な秋田新幹線との連絡をつけるJRの在来線ダイヤと増発に向けて、どのようなお考えを持っておられるのか、また実現化に向けた要望はなされてきたのか。どういう手順で実現化を図っていくのかをお尋ねをいたします。

5、隣町の湯沢駅が夜間の無人化、みどりの窓口の廃止と相次ぐJRの合理化策で揺れております。当市でも対岸の火事としないためにも対策を急ぐ必要がある。このことに対する検証、分析が十分なされているのかどうか、また具体的な施策をどう考えられているのか、お伺いをいたします。

2点目、品目横断的経営安定対策の推進に当たってを質問いたします。

「回る回るよ時代は回る。喜び悲しみ繰り返しながら」、そういう歌がありました。今まさにこの地で自作農として生きてきた大部分の農家にとっては、この1年間で、善につけ悪しきにつけ、自己責任、自己決定という中で、集落として、また米づくり農家としての将来の道筋をつけなければなりません。今、30年も前の訪ソ青年の船で研修に行った、ソビエトのコルホーズ、ソフォーズの集落農場の姿を、おぼろげに記憶をたどりながら、経済主義の優劣の中では無理だ、だめだという結論のもう出ている旧システムの導入が、なぜ今急に進められるのか。あるいは昭和40年代、県の施策の中で、全県やる気のある集落であればあるほど真剣に取り組んだ集落営農という形が今ほとんど残っていない。現実の中でほこりをかぶっていたこの集落営農という古いシステムを、今度は国策としてなぜ進めていくんだらうとか、さまざまに浮かぶ思い、疑問の中で、この地で米づくりにこだわりながら生きてきた、自分を含

む多くの米づくり農家にとって、将来にとっての不安は非常に大きなものがあります。しかし、国策の中では個人の思いはあまりにも脆弱であります。逆らえない流れの中なら、逆にそのことを覚悟をしながら、この地で農業、特に米づくりで生き抜くために、知恵、工夫を得るための1年にしたい。そしてそのことが結果としてこの地域を守ること、先人の思いをつないでいくことに生かしたいという思いの中、覚悟を決めるために以下の5点を質問いたします。

1、さまざまな国の農業政策の中で、忠実にその時々施策を遵守してきた地方公共団体の長として、現在の農村が、農家が置かれている状況をどう認識されているのか。また農業が基幹だという地域の現状をどう認識しているのかお伺いをいたします。この地域で圧倒的に多い、先祖から引き継いだ田を自分の代で荒らしては申しわけない。そのような経済論理を超える思いで米づくりを続けてきた農家に対する市長としてのお考えも、併せてお伺いをいたします。

2、この施策の忠実な施行の中で、10年後のこの地域での市として目指す農業、農家、集落の具体的な姿をお示し願いたい。また農業、地域を守る施策という反面、地域、集落、個人と今はやりの格差を生むもろ刃の面を抱える施策でもあると考えられます。その中で地域、集落として今までの連帯、融和を保つ手法に対しての対応、お考えをお伺いいたします。

3、救農対策としての公共事業が細る中で、集落営農移行の結果として、地域の余剰労力の受け皿に対する考え方、具体的な施策、また集落で起き得るだろう所得格差に対する考え、対応をお伺いいたします。

4、資産としての水田の価値はどうなっていくのか。現在の農地の資産としての現状と流動性をどう認識されているのか。資産価値下落への対応をどう考えておられるのか。また、このことが地元経済に及ぼす影響も非常に大きいと考えられますが、その対応と対策についてお伺いをいたします。

5、新規作目の導入も含め、農村、農家としての生き残り策の中身については、今回の施策変更が全国均一に行われることで、逆にやる気のある農家にとっては経営的にも非常に困難が予想されます。横手市がその中で生き残るためには、ほかに類のない独自の施策が必要であります。市としてのそのことに対する考え、成算をお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わりますが、どちらもこの地域での喫緊の重要な課題だと思います。踏み込んだ誠意のある答弁をご期待申し上げます。ありがとうございました。

佐々木喜一 副議長 答弁を求めます。

市長。

五十嵐忠悦 市長 まず1点目でありますけれども、山形新幹線の延伸、そして横手湯沢道路の東北中央道までの延伸について、いわゆる高速交通体系とのかかわりについてのお尋ねがございました。5点お尋ねがございましたけれども、基本形をお答え申し上げたいというふうに思います。

まず1つ目でありますけれども、整備新幹線の建設費は、国・県及びJRが負担することになっておりますけれども、その一部については沿線自治体へ負担させることができるとされております。

当市では、経済波及効果等の詳細な試算というのには行っておらないところではありますが、昨年12月に山形県で作成されました山形新幹線機能強化調査の中間報告において、事業費や所要時間等が試算されております。その報告書によりますと、山形新幹線が乗り入れることによる新庄・大曲間の路線の標準軌化や踏切対策等に係る事業費は約530億円でございます。またその際、新庄以北への乗車人員の増加は1日当たり250人と見込まれているところでございます。

少し視点を変えまして横手駅から福島駅までの運行経路による距離を比較してみますと、大曲、盛岡経由が356.8キロメートル、新庄経由では228.3キロメートルでありまして、その差が128.5キロメートルあるわけでありまして、この運行経路選択によります距離の差というのは、利用客の乗車賃に相当程度反映されるものと思われまして、東京から横手駅までの乗車所要時間だけで比較いたしますと、秋田新幹線こまちを利用した場合が237分、仮に山形新幹線が延伸された場合が245分と試算されており8分の違いだけであります。山形新幹線が延伸されますと、東京方面への乗車賃が安くなるわけでありまして、煩わしい乗りかえが要らないなどのメリットが見込まれるわけでありまして、また県外、特に東京から乗りかえなしで横手市へ来ていただくことを考えますと、これは相当のメリットがあるのではと考えているところであります。

山形新幹線の延伸の推進に関しましては、経済負担や現在の経済情勢などから厳しい状況にあることは認識しております。しかしながら、この取り組みは県南地域の発展と活性化を図る上で極めて重要な課題であると認識しておるところでありまして、山形新幹線延伸早期実現期成同盟会、山形新幹線大曲延伸推進会議を通じまして、各種団体と連携をとりながら、今後とも国・県へ粘り強く活動を継続しまして、私どもの熱意を伝え続けることが大事であるというふうに考えているところでございます。

この項の2つ目であります。道路の関係であります。現在、東北中央自動車道新庄・雄勝間のうちに冬期道路交通の確保、通過交通の円滑化が特に必要とされております院内道路につきましては、これは旧雄勝町上院内から下院内間約3キロでございますが、国土交通省湯沢河川国道事務所において調査が継続されておりまして、19年度からの工事着手、平成20年代後半の完成予定とされておるところであります。なお、院内道路以外の当該区間については、新主寝坂トンネルの開通など、一部が一般国道として供用開始されているものの、残る区間は依然として予定路線区間とされており、いまだ計画すら立っていない状況でございます。

当市では、湯沢横手道路の雄勝インターチェンジ以南延伸を促進するために、秋田県南高規格幹線道路建設促進期成同盟会、会長は湯沢市長でありますけれども、この会や新庄・湯沢地域間高規格幹線道路期成同盟会を中心に、これは会長は山形県の金山の町長であります。未着手区間の早期事業化を要望しておりますけれども、極めて厳しい財政状況を反映しまして、事業の円滑な進捗が大変難しい状況でございます。このため同盟会を構成する市といたしまして、道路特財を一般財源など他に転用することなく、道路整備に充当し、道路網整備を強力に推進する必要があるという立場をとっているところでございます。実現化に向けましては、関係同盟会における陳情要望活動や、山形、秋田、両県関係者に

よるフォーラム開催など、これまでも活発に展開されておりますが、今後も引き続き関係市町村とともに、両県域の住民を巻き込んだ活動を許可していきたいと、このように考えているところでございます。

この項の3番目のお尋ねでございます2つのプロジェクト、新幹線の延伸と道路という2つのプロジェクトがあるわけでありまして、この優先順位ということについてのお尋ねでございますが、本市に新幹線が整備開通されること、そして湯沢横手道路が南側へ延伸し、東北中央自動車道へ接続されることは、そのどちらもが市民にとって交通利便性が向上いたしまして、さらにこの地域の活性化につながるという重要な要素であるわけでありまして、ただ、そのどちらもが国や県の財源を見込まずには、なかなか進捗しない大きなプロジェクトでありますので、本市単独で、どちらかを優先するといったことではなく、周辺自治体、県、各種団体などと連携を図るとともに、そのメリットを直接享受できる市民を巻き込みながら、実現に向けて辛抱強く、息の長い陳情活動を展開していくことが必要と考えているところでございます。

この項の4番目でありまして、どのような行動をしてきたかと、こういうことでございます。この際はJRとのかかわりでございますが、現在、横手駅発の在来線に関しましては、秋田新幹線との連絡がほぼ出来ているわけでありまして、市内のほかの駅に関しましては、一部接続状況に関して不便な部分がございます。例を挙げますと、秋田新幹線の上り始発列車でありますこまち2号への連絡については、柳田、醍醐、十文字駅から奥羽本線下り線列車が早朝運行されておられない、乗り継ぎができない状況にあります。こういった接続状況の改善や増発などに関しましては、毎年、秋田県を通しましてJRに対して要望は行っているところでございます。前に述べました始発列車への接続に関しても要望を行っておりますけれども、現在のところはJR側からは早朝の運行であり、利用者数が多く見込めないとの考えから、よい回答は得られておりませんが、市民の利便性向上のために、秋田新幹線に限らず、山形新幹線、北上線経由での東北新幹線接続状況改善についても引き続き強く要望してまいります。

この項の5番目でございます。お隣のJR湯沢駅を反面教師としてどうかというふうなお尋ねでございました。昨今の一連の湯沢駅に関する対応については、民間企業でございますJR側からすれば、現在の厳しい経済情勢と利用者数などとの関係上、やむを得ずの措置に踏み切ったものと考えてところであります。横手駅においても相当数の利用者数の減が見込まれた際には、同様の措置が懸念されるわけでありまして、そのような状況とならないように、現在進めておりますJR横手駅前にかかわる事業、これは再開発事業、東西自由通路事業、あるいは東西の広場整備事業を含む魅力的な駅周辺環境整備を行うとともに、岩手秋田県際交流事業により北上線利便性向上活動も行いながら、人の流れの活性化と利用者の増加へつなげていきたいと考えておるところでございます。

大きな項目の2つ目、品目横断的経営安定対策の推進に当たってでございます。

これにつきましても、アからオまで5点、お尋ねがございました。

第1点目でありまして、国の政策の忠実な実施機関というふうな位置づけをされておりますが、その市長としてどう考えるかということでございますが、主食であります稲作については、長期にわ

たります転作にもかかわらず、米の消費減少が続くとともに米価の上昇は見込めず、また個人営農ではコストの縮減にも限界を来しております。将来的にも人口減少、高齢化の中では、消費拡大は期待出来ない状況ではないかなと思っっているところでございます。

議員ご指摘のように、国の農政は、その時々内外の状況に対応すべく頻りに変わっております。特に米につきましては、昭和45年からの生産調整、いわゆる減反政策や、平成11年に市場原理に対応すべき食料、農業、農村という新しい農業基本法へ変わりまして、これにより新たな米政策への転換とつながったわけでございます。農家の皆様には、その都度、米の置かれている厳しい状況をご理解いただき、各施策にご協力をいただいたところであり、深甚より心からなる感謝を申し上げたいと思っっているところでございます。

また、平成19年から導入されます、今般の農政の一大改革といわれます経営安定対策につきましては、議員ご指摘のように、これまで農家は農地を守るといふことと、それぞれの稲作技術で米をつくってきたわけでありす。それが農業従事者の高齢化、後継者難、集落の過疎化の進行、それに大きくは国際的見地から政策の大幅な見直しが迫られてきた結果のものとして認識しております。つまり集落営農でこれまでの農地の所有形態から利用形態に変わろうとするものと言えす。私の個人的な心情から申し上げますと、自分の農地は自分で守る、小さくとも自分で稲作を続けていきたいという農家の思いは理解できます。しかし、これからの農業、ひいては地域、集落を維持しながら、多面的機能を有する農地をみんなで守っていくという大局的な見地からすれば、今回の新制度導入もやむを得ないと思っっているところでありす。市としては、集落営農について各種支援をしていく所存でありすので、よろしくご理解をお願い申し上げる次第でありす。

この項の2つ目でありすますが、現在まで農業、農村の果たしてきた役割は、農業生産を通じての人的交流、集落の合意形成などに大きく寄与してまいったと思っいます。戦後、日本は大きく経済成長を遂げてきたところでありすけれども、それに伴い、農業、農村も基盤整備や機械化を初め、作業効率性を向上させる施策を講じてきたところをご承知のことでありす。しかしそれに伴い、農業地域全体の構造や人的交流の希薄化が指摘されております。しかし、近年において農業、農村が持っている多面的機能が見直されてきており、グリーンツーリズム事業や農業体験学習を初めとした農業教育事業などに各地域ごとに取り組んでおり、今後とも農業生産性の向上はもとより、農業交流事業などを通して、農村の活性化につながるものと思っっているところでございます。

農村部の高齢化や混在化が一層進行している中において、平成19年からの対策は、農村環境の悪化を防止する観点から、農地、水、環境保全向上対策が制度化され、集落の農家のみならず、住民全体で連携を図りながら、農村環境の向上に努めていくことが大きな目的とされております。

市といたしましては、平成18年度、モデル集落の取り組み状況等を勘案し、県、JAなどと連携を図りながら、住民の意識改革や集落内の活性化及び連携、融和が図られるよう具体的施策を講じてまいりたいと思っいます。

続きまして、この項の3番目、ウでございますが、救農対策としての公共事業が細まる中でという質問、最終的には集落内で起きるだろう所得格差に対する考え方ということでございますが、今回の対策の背景は、農業支援の国際ルールと農村自体が抱える現状に対しまして、今後どのように対応して、農業、農村を維持発展させていくかであると思えます。

横手市の農業を取り巻く現状も間違いなく高齢化、後継者不在の状況にあります。このような中で、田んぼを維持し、集落を維持して、元気な地域づくりを進めるために集落営農組織を推進しているところでもあります。集落営農への参加は、余剰労働力や所得の格差を創出するのではなく、個別では不効率的な営農や労力不足を解消するとともに、組織での取り組みによって新しい作目への挑戦、グリーンツーリズムなどの交流機会など、多種多様な農業の可能性が出てくるものと思えます。その中で参加農家がそれぞれ出来る範囲で、農作業や新しいことへ参加するなど、楽しい営農組織をつくっていただきたいし、またそのような取り組みによって組織の収入が増えれば、参加農家への収入も増加することになると思えます。ぜひ、このような前向きな観点で今回の対策に取り組んでいただいて、新たな明るい地域づくりを進めていただきたいと思うのであります。議員からもよろしくご支援をお願い申し上げたいと思えます。

この項の4番目、エでございますけれども、資産としての水田の価値がどうなっていくのかというご懸念であります。農地は農業経営の基盤であるだけに、それがどのような形で農業経営に結びつくかは、農業経営にとって重大な関係があります。このたびの品目横断的経営安定対策において、農地の貸借契約等に当たっては、貸し手、借り手の双方が話し合いの上、十分納得がいき、本対策の趣旨が反映されるよう相談活動を充実させたいと思えます。大切な農地が遊休化することなく、耕作の用に供されるように啓蒙してまいりたいと思えます。今後も農業経営改善のため、JAなどとの連携を密にしながら、地域農業の発展に努めてまいります。

最後に、オの項目でございます。このたびの政策の根幹にあるのは、農業構造の改革を加速化させるということであり、このことが大きな政策目的に掲げられておるわけであり、これはWTO農業協定における国際競争力を強化するとともに、農業従事者の減少や高齢化、耕作放棄地の増大など、農村環境を取り巻く状況、情勢が悪化しているという危機的状況から、兼業農家や高齢者を取り込み、多様な構成員からなる組織を育成し、足腰の強い集落の形成を目指しております。その中で、旧市町村当時より水稻を主体とした農業生産から、各種作目を取り入れた複合作物への取り組みを積極的に導入し、県や独自振興策を有効利用し、それなりの成果を上げてきたのはご存じのことと思えます。

今後、それぞれの地域の各作目への取り組み増の状況等をJAなど農業団体と連携を取りながら、消費者の同行やニーズに対応できるよう、情報の共有化や各種支援事業を活用しながら、新たな横手市農業の構築に努めてまいりたいと思えますので、なお一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

以上であります。よろしく申し上げます。

佐々木喜一 副議長 16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） まず時間を確認しておきます。何時までなんですか。

【「終わりを15時20分としています」と呼ぶ者あり】

16番（齋藤光司議員） 20分、はい、わかりました。

それでは、再質問させていただきます。

市長、昨日からの答弁を聞いております。やっぱり隣市との関係等もありまして、やはり鉄道あるいは高規格道路、高速道路と言った方がいいか、これは2本とも捨て切れない、一緒にやってスクラムを組んでいかなければいけない、そういう理由も市長の立場も私は分かっております。しかしながら、今現在、昨日の質問からありましたとおりに、それがすぐ出来ると誰も思っていないわけでありまして。そういう中では、限られた人、それからお金、時間をやっぱりどちらかに集中して、どちらかを早く、やっぱりこれが一番の私は手法だと思っております。10年で2つでかすよりも、まず5年目でかす、1つでもいいからかす。その手法の方がこの地域のためにきつとなると私は確信しているわけでありまして、まずその点について市長にお聞きをいたします。

それから、市長から懇切丁寧にご説明をいただきました。私も調べました。まず秋田新幹線については、上りは現在、大曲6時34分始発から最終19時38分まで15本、下りは東京発6時56分から最終20時24分まで15本、計30本あります。山形新幹線については、横手から接続するところという条件のもとでありますけれども、上りが8本、下りが6本であります。東京までの所要時間にしても、市長は先ほど山形新幹線の延伸があれば、それこそ大体同じような距離という話でありましたけれども、現在、いつ出来るか分からないから、やっぱり現在のことを考えていかなければいけないと。現在、東京までの所要時間、秋田新幹線だと3時間41分、山形新幹線だと5時間12分かかります。それから今のダイヤからすると、日帰りでの東京滞在時間、秋田新幹線は始発9時51分東京着、最終20時4分発でありますから、10時間13分の滞在時間が可能になっております。また山形新幹線だと、同じく一番早く着いて10時52分、横手まで来るとなれば、東京16時8分に乗らなければ横手までの乗り継ぎ列車がない。このような状況であります。今のダイヤの上でという制約がつきますが、この地で利便性という部分で考えていくなれば、山形新幹線の延伸よりも、今みどりの窓口、それから夜間駐車、人を増やすんだ、右と左と両方やったら半分になってしまう、秋田新幹線を生かしていこう、秋田新幹線を育てて生かしていく、その方がこの新横手市のためになるのではないかと。私はそのように申し上げたいのであります。

ただ、一緒に運動を進めている湯沢市の市長さんが、市長が答弁していただいた、この県南の地域の有効性とか山形県との連携とか、そういう部分の中で、湯沢市長も「県境を超える連携軸となるもの、事業費や投資効果の問題はあっても、息の長い運動として続けなければならない」、こういうコメントを出されておる。スクラムを組んでいる横手の隣町の市長としては、それは先ほどの話は当たり前の話だけれども、でも、ここの市の利益ということを第一に考えた場合には、どっちが得なんだと、あえて分かりやすい答弁を、いま一度市長にお願いをいたします。

2番目。秋田新幹線を利用し、より以上にこの地域を生かし育てるという中で、大曲までの当市から

の乗り継ぎ、これを考えますと、ここに列車時刻表がありますけれども、先ほど来、これは部長さん方とも話したから、多分市長が物すごくサービスするという話の中で、事細やかに先ほど言ってもらったとおりに、少なくともここにあります。それこそ湯沢、十文字までの乗り継ぎの部分においては、上りのこまち2号に対する接続、その列車だけがないのであります。先ほどの市長の答弁では、お願いしてきたんだ。だども応えてくれないんだと。いや、そうでなくて、応えてくれるように運動していかなければならないというのが私は市長の責任だと、これがまず1点。

それからもう一点については県の責任であります。秋田21総合計画で、この地域に約束した奥羽南線の高速化、工事費530億、市長がおっしゃったとおり530億の手当てが出来ない。こういう手当てが出来ないから、ただ延ばす、やれないではなくて、こういう今すぐ出来るこの地域の住民の利便性をやっぱり考えて、それが手当てをしてくれ、これが県の責任だと私は思っております。その要望を市長は強くしていただきたいんだと、そういう思いの中で市長のお考えをお伺いいたします。これが2点目。

それから3点目であります。私は地元経済に与えるインパクトとしては、今は鉄道よりも道路だと思っております。市長が先ほど説明してくれました。横手湯沢道路は、今、三関まで完成をしております。平成19年度着工で雄勝町の道の駅小町、あそこまでの延伸が決まっております。それから先、市長がおっしゃったとおりに、主寝坂までの部分が国の計画にないわけであります。地元負担や投資効果、また先ほど市長がおっしゃったとおりに、山形との広域連携を進めるといった新市での将来構想に道筋をつけるならば、二大プロジェクトの中で私は高規格幹線道路、横手・湯沢道路の東北中央道の接続であり、院内・主寝坂間の高規格幹線道路計画の計画路線への指定だと思っております。その部分について、市長は先ほど両方ともやっていると。私は両方ともやっていくことも大事だと、捨てるというのではありません。だども、やっぱり力を入れるのはこっちの方だべということと言わないと、やっぱりまとまりがつかない、正直分散されてしまう。言いたくはありませんけれども、来年度の予算でも新市独自の予算ではないわけであります。山形県の協議会、それから県南部の協議会、道路については県南部の協議会、そういう部分の中で、片方は鉄道の方は50万弱です。片方は20万ちょっと。それをして一生懸命やっている、これは一生懸命やっていないんですよ。そこを私は指摘をしたい。

だから、市長がいつも言っているじゃないですか、「銭がないならばないなりの方法があるんだ」、私は、うちの女房なんか本当にファンクラブで、市長さんていいこと言うなと本当に言っているんですよ。だから、そのところの知恵を出してほしいと、指示を出してほしいと、そういうお願いをしているわけであります。

その部分の、農業問題に入っていくと、またわからなくなりますので、まず、最初はやっぱり交通体系についての再質問ということで、以上3点についてご質問をいたします。

佐々木喜一 副議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 鉄道も道路もというのはまずいだろうと。どっちかに力を入れてと、こういうことでもありますけれども、議員も既に百も承知の話でありますから、言ってもしようがないのでありますけ

れども、我々は近隣の町との連携というのは大事にしなきゃいけない。ましてや先般も何かの折に申し上げましたけれども、外国からの観光客を受け入れるとき、山形との連携が非常に有効だということに気がつきまして、蔵王に泊まってこちらへ来るという、そういうルートがあるということが分かりまして、これはやはり新幹線に限る話ではありませんけれども、そういう意味では湯沢、雄勝、山形、新庄方面との連携をもっと深める必要があるだろうと思っただころでありまして、そういう意味からいうと、2つの旗をおろすわけにはもちろんまいらないわけで、お金をかけられないのは直接的な経費負担がないから50万、20万でありまして、汗かくのは、別に金がそんなにかかる話ではないわけでありまして、したがって、湯沢市長とも、あるいは金山の町長とも、その辺はよく相談してこれからはいきながら、外に向かって、どういうアナウンスメントをするかは別にいたしまして、やるべきことはしっかりやらなきゃいけないかなと思っただころでございます。

まずこの辺、答弁は、今日はこのぐらいにさせていただきたいというふうに思います。

それから、こまち2号への接続について、努力が足りないということでありましたけれども、併せて県にも責任があるんじゃないかということでもございました。現実的な手だてとして、とりあえず今何をするのかということからいうと、全くご指摘のとおりでございます。こまち2号への接続については、今まで以上に取組んで、どういうふうにしたら成果が上がるかということから、まず考えてみたいなと。今はJRから、乗る人が少ないからやらないんだと、こういうふうな理屈でありますので、それがそうなのか、その辺の実態調査も含めてしてまいりたいと思います。

それから、地元経済のインパクト、今は道路が大きいのではないかとご指摘でございました。これは先ほど観光の話を上げましたけれども、観光客は基本的にバスで動きます。そういう意味からいうと、道路がインパクトが大きいというのは、私も実感を持っている一人でございます。そういう意味では東北中央自動車道、出来るのはこれも相当先の話かもしれませんが、利用するに支障となる心理的な要因も含めてでありますけれども、それをどういうふうに、どこから片づけていくかというようなことを、やはり金山の町長ともよく相談をしながらやっていかなきゃいけないなということ強く感じた次第でありまして、そういう意味では、これだけで知恵を絞るということではありませんけれども、この道路のインパクトは大きいのでありますので、東北中央自動車道の延伸整備について、20万以上の価値を見出すように頑張っただころと思っただころでございます。

佐々木喜一 副議長 16番齋藤議員。

16番（齋藤光司議員） 用意しておいた再質問が、まだ原稿用紙で8枚もありますけれども、これはちょっと無理だと。じゃ、1つだけ、先ほどの流れであります。2つは出来ると思っただころですね。

まず1つ。これは市長の公約にもあるとおり、この地域を発酵というキーワードで、原材料である今の一次産品に付加価値をつけて、個々の将来的な経営の柱にしていくんだと、そういうお話であります。非常にいいことだと。去年実はここで加工用米2,000トン、去年この地域でつくった加工用米が2,000トンであります。でもその2,000トンが、じゃ、ここの酒づくり、味噌屋さんにも全量使われているか、使

われていないんですね。それから担当の方にも聞いた。じゃ、ここで加工米の原料として何トン使う必要があるんだと、どれくらいならば買ってもらえるんだと。持っているんですね、まだ、実際そうなんですよ。だから、そういう中でこれは急がねばと。何で急がなければいけないか。やっぱり先を見ている人はいるんですね。3月10日、加工用米4,000トン栽培計画、大湊村農家86人計画。またやられてしまうんですよ。また出し抜かれてしまう。うちの方は、ただ、大湊村は酒屋ないからね、みそ屋ないから、だから消費がある、その使うところがある我々が、やはり真剣にこれにかかって加工用米という部分の中で米も利用せねば、ここの地域は、それこそ市長の公約は絵にかいた餅だと。だからこそ、もっともっと力を入れてもらい、具現的な方策、方法はあるのか、まずそのことが1点。

それから、どうせですから米のことを聞きますか。集落営農であれ何であれ、やっぱり先ほどの高橋議員ではないけれども、この地域の本当にその作目としての基本は何か、一番大事なものは何か。私、米だと思っています。皆さんも絶対米ですよ。安いとか高いとかでなくて米なんです。そしてこの地域に一番適している作目は何か。やっぱり米なんです。でも我々がそんな力を入れて、米から替えるほさばりお金と資源を使ってきた。実際問題、米に対していくら力を入れてきたんだ。私が言いたいのはそこなんです。

今1,000軒の農家があれば、それこそ味の部分で1番から1,000番まで番号を振られて、おとといの日、うちの会派の佐々木議員なんか、地域の中でナンバーツーの米だと思って非常に喜んでおりましたけれども、それでも同じ価格の中で売られている。どことどことは言わないけれども。でも、そういう形でしか売れない、利用できないという形態の中でやってきているからこそ、今のこの米づくり農家の窮乏があるんだ。個人の責任ではなくて、市長がおっしゃったじゃないですか。やれと、協力してきたんですよ、2割減反せい、はい。3割減反せい、はい。食えなくなる方がおかしいんです。国の施策とか何だかんだでなくて、地域の長としてやっぱりやったと。言うこと聞いたから、めんこいから、じゃという部分はわかるんですけども、現実に今、農家で米が、それこそ米で食われないから、私も含めて他の業種へ行っている。でも、少なくとも田は絶対に目を落とすまでおれは守っていくんだ、そういう気概の人はいっぱいいますよ。だからこそ、ここの地域において、もう一度米の見直しをしていただきたい。真剣に米というものを大事にしていきたい。今回の来年度の予算においても、米からとける方、そっちの方は夢プランも含めて非常にお金が使われている、国策だから、それはそれでいいですよ。でも、市としての一般財源の大部分、あるいはその半分ぐらいは、少なくともここの根幹である米に使ってもいいじゃないか、それが私の持論であります。

じゃ、米で生きるためにはどうするか。簡単な話であります。安く作って高く売るしかないんです。条件は整っております。先ほども高橋議員がおっしゃいました。まず災害がない。米づくりにとって一番大事な水。今、成瀬ダムを1,500億かけて造っているじゃありませんか。それから、皆さんご存じのように、この地域は十文字町も日本一を何回も輩出しているところであります、米づくり日本一。そんなけりゃ地域全体としての技術の醸成があるわけです。これを利用しない手はないのであります。米づく

りだめだ。先ほどおっしゃいました。我が会派でも議論になりました。農地については個人の資産だと思っては出来ないんだよ、光司君。だども実際困るんですよ、市長。今一番困ることは、先ほどの質問でも言いましたけれども、資産価値が下落をして担保割れしているんです。だから貸しはがし、貸し渋り、10年前の、ちょうど銀行でやっていることが、今この農村地帯であるんですよ。その現実を分かってくれなければ、ますますこの二、三年、ひどいものになってくる。そこは早急に調査をして手当てをしていただきたい。まずこれをお願いしながら、その米に対する手当て。それは具体的にどう考えているか、その点について、以上2点を質問すれば、ちょうどいい時間だと思いますので、よろしく願いいたします。

佐々木喜一 副議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 ご質問いただいた2点は、加工用米の話と、普通の炊飯用の普通に食べるための両方についてかなというふうに思いますが、大潟村のあそこの法人がやることについては、具体的なことはよく分かりませんが、新聞をにぎわした経緯からすると、まだよく分からないところでありますが、しかし、あそこの社長には何回か会ったことはありますが大変な経営者でありまして、また農業については、米づくりについては相当の信念を持っている方でありますので、売れるという見通し、やっぱり市場、マーケットというか、買う方をちゃんと見て農業をしている方だなという印象を持っておりますので、そういう方がやる農業は、米づくりは強いなというふうに率直に思っております。そういう意味では、恐らく3,000トン作る、4,000トン作っても、彼は売るだろうというふうに思っております。それは彼は彼の、あの方の農業、米の売り方を見ていればよく分かりますと思っております。

翻って、我が地域の米はどういうふうな流通をしているかというふうなことを、やはり考えなきゃならないのかなと思います。何ぼ合併いたしましても、新しい横手市ブランドといっても、消費者の志向というのは、そういう行政が合併したから新しいブランドだというのを受け入れるわけでは決してなくて、さまざまな個人の好みの要素がいろいろあるわけでありまして。議員が先ほどご指摘したような、安全・安心の問題だとか価格の問題だとか食味だとか、いろいろあると思います。しかし、それはすべていろいろでありまして一律ではない。したがって、ご指摘あったとおり、大変食味値の高いものと食味値が比較的低いものと一緒に買ったんでは買えないよなという話は、消費者の側からすればそれはよく分かる話なわけでありまして。

そういう意味でいうと、私も我が横手市は、こんなに米づくりに適したところはないという実感を持っておりますので、今冬の雪も米のためだと思えば辛抱できる農家の方も多かったろうにというふうに思いますので、そういう意味では、米を適切に売っていけるのが、この地域に最もふさわしいとは思っております。

ただ、そのためのいわゆる大潟村の例で申しました、売るための仕掛けと申しますか、販売体制の作り方だとか、それに対する農業生産者の意識の問題だとか、こういう問題は相当整理して、クリアしなきゃいけないことがあるのではないかなと思います。ご指摘あったとおりというよりも、先ほど午前中

の答弁にありましたとおり、増田地区においては、どこでしたかな、名古屋圏でしたかな、ある地域で相当評価をいただいていると。あるいは京都でしたか。それからＪＡ秋田ふるさとでの一部では、関西にある生協とか、いろいろあるようであります。それは個別の営業努力が実ったものだというふうに思っています。そういうＪＡのブランドもさることながら、それを構成する地域のブランド、それは土のブランドだと思えます。あるいは個別農家生産者の仲間のブランド、そういう意味でいうと、消費者に評価されるようなブランドがつかれないと、私は米を作るのがこんなに適したところはないといっても、それは生産者の論理でありますので、決して消費者に受け入れられる話ではないと思えます、残念ながら。そういう意味でいうと、米はこれからも余っていくと思えます。日本国中から言うと余っていく中で、他を押しつけて販売出来るかどうかというのは、それは並な努力と並な栽培技術では無理だなと私は思っています。

ですから、私どもマーケティング推進室を作ったのは、まさにそのためでありまして、ほかと違った特色を打ち出せるかどうか、この地域の農業の明日を決めると思っています。違う特色というのは、安いのも大きな特色であります。完璧な安全性も特色だと思えます。コシよりうまいのも特色かもしれませんが。しかし、我が秋田こまち、地域によって食味の差、さまざまあるにしても、さて、その中のどれに該当するかという反省を、やはり我々は真剣にしなきゃいけないと思っています。それはマーケティング推進室に限らず、実際、売りに行ったときに、直接、市場ではなくて需要家のところに行ったときに、どういう評価をいただいているかであります。これは農協の担当者は当に承知していると思えます。我々行政もその洗礼を受けなきゃいけないと思っております。何が足りないか。我が秋田こまちはなぜ買ってくれないかと、なぜこんな値段でしか買ってくれないんだという疑問を持たなきゃいけない。そこからこの地域の米の作付にフィードバックされなきゃいけない。それは農薬の散布をどうするかだとか、肥料をどうするかだとか、そういう問題にも返っていく話、水の問題でもそうでありますし、カドミの問題もそうだと思います。そういう消費者起点の米作りを作り上げられるかどうか、この地域の再生ではなくて、明日につながるものというふうには思っておりますので、そういう観点から、まず行政として最大の力を振るってまいりたいと思っております。

しかし、19年からの対策は、それと並行して、やはりやらなければ、この地域全体としては大変つらいことになるなというふうには思っている次第でございます。

以上であります。

佐々木喜一 副議長 暫時休憩します。

再開は15時35分といたします。

午後 3時17分 休憩

午後 3時35分 再開

佐々木喜一 副議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

堀田賢逸議員

佐々木喜一 副議長 19番堀田賢逸議員に発言を許可いたします。

19番堀田賢逸議員。

【19番（堀田賢逸議員）登壇】

19番（堀田賢逸議員） 会派ニューウェーブの堀田賢逸であります。

初めての一般質問となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、ここでお集まりの議員の方々と同じように、私も広範囲になった横手市に少数の議員という立場に立たされています。市民の中には、広い視野に立っての発言や行動を求める人も多く、私もそう思っている者の一人です。限られた税金を使う事業の中で何が必要で何が不必要なのか、それが問題なのであります。この問題に対して、市長は一つの回答として新市建設計画にその指針を分かりやすくまとめ上げています。大変すばらしいことでもあります。あとは実行あるのみだと思いますので、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

具体的には、新市建設の基本方針として、まちづくりの基本理念の中に、自然や歴史を大切に、社会経済活動が活発なまちが一番目に挙げられています。2番目としては、人を大切にして心の温かさが実感できるまち、3番目は、自主自立、連携と協働でつくるまちとなっています。新市の将来像として、豊かな自然、豊かな心、夢あふれる田園都市を掲げ、この実現のために5つの基本的方向を示しています。

今回質問に出しています関係の中では、産業振興については、豊かな自然と調和した活力あふれるまちづくりが提起されております。これらのことを考え合わせ、またその趣旨を踏まえて、リンゴの放任園について質問をいたします。放任園といっても、田んぼの方もあるわけですが、今回はリンゴの方から質問をさせていただきます。

最初に、リンゴに関しての横手市の位置づけであります。横手市は市報ナンバー3にありますように、11月15日号に特集を組んだことでも分かるように、県内最大のリンゴ生産地となりました。リンゴ栽培の面積は秋田県が2,000ヘクタール、横手市が1,050ヘクタールということで、県内の約53%を誇っております。これは市報によるデータであります。収穫量の関係は、東北農政局の秋田統計情報センターの17年9月の統計ですが、収穫量は秋田県が2万8,100トン、横手市が1万5,352トンということで、横手市の割合は54.6%であります。栽培者数は16年度のJA秋田ふるさとの協定書の関係では1,401世帯、それから農林業センサス、2005年のセンサスの速報値によれば果樹農家が1,669と、うちリンゴ農家数は1,388ということで、ただ、JAさんの方に出荷しない人もいるわけで、大体1,600ぐらいはいるんじゃないかと考えております。

そして肝心の収入ですが、平成15年度の生産農業所得統計によると、秋田県は62億円の所得があり、全国で6番目になっております。横手市には大体32億ぐらいは入ってきている勘定になります。また、

JAに出荷しないで業者に売っている人、それから個人のお得意さんに売っている人などもありますので、所得は62億円よりはかなり増えるのではないかと思います。平鹿リンゴ、増田リンゴなどのブランドもあります。いわゆる一つの有力な基幹産業になっていると、市報「よこて」でも、このような取り上げ方をされていました。

こうなるまでは、我が平鹿地区の偉大なる先人、伊藤謙吉氏、藤原利三郎氏、田中正市氏たちの努力はもちろん、脈々とそのリンゴ栽培を継続してきた人たちの力があってだと思います。ここでこのリンゴの問題を取り上げて、この話をしなければ、何だ知らなかったのかと言われれば困るので若干話をしますが、「リンゴの情熱」という題で市報で特集をしていただきました。大変ありがたいことです。ところが、伊藤謙吉のケンが健康の「健」となっておりまして。事実は謙遜の「謙」でありまして、次号で訂正を載せてはいましたが、名前、しかも特集、大横手市の市報の特集のトップに載せる人の名前を間違えるというのは、私に言わせれば大変問題じゃなかったのかなと思います。ここの議案書のよう、差しかえで済むような問題ではありませんので特に注意をしていただきたいとちらっと思いましたので、一言言っておきたいと思います。

さて、本題に戻り、現在のリンゴ畑の状況ですが、昔と比べてリンゴの値段が安く魅力が少なくなっていること、リンゴは片手間でほかの仕事をしていること、薬剤散布を共同防除組合に任せきりて、薬剤散布の知識がない人が増えたこと、生産者の高齢化、担い手不足になったこと、こんな状態になっているものですから、リンゴの放任園があって困っている、何とかならないかと相談を受けました。その放任園では、小さいリンゴが鈴なりになっていて、芯食い虫が大量に発生し越冬する。春になれば虫の発生源となり、芯食いが広がる、周囲のリンゴ畑は芯食い虫の影響でどんだんだめになっていく可能性が高い。年間を通じて2倍の量の殺虫剤をかけてもよいリンゴは望めない。リンゴが取れたとしても経費がかかって利益につながらない。現在もそのリンゴは雪の上に落ちて小さい赤い実が見えるわけですが、そういうわけで周囲の栽培農家の人たちから放任園のリンゴの木を切るのを手伝ってもよい。その園地を買ってもよいなどと悲鳴が上がっております。こんなことは他にもあるというように聞いております。

周囲のリンゴ農家は、迷惑だから何とかしろと言ひ、放任している人は、それなりの考えがあって放任しているわけでしょうから、お互いに悪い関係になります。こんなことが続くと感情的な対立になりこじれる場合があります。いわゆる畑友達となるべき人たちが、最悪の関係となるわけです。

次に、リンゴ栽培の問題ですが、1月12日、醍醐にある県の果樹試験場で、平成17年度果樹試験場研究成果発表会が行われました。その中で、平成18年5月からの食品衛生法改正について説明がありました。さっきもいろいろお話がありましたポジティブリスト制の件ですけれども、その中で2点が強調されました。1点は、改めて意識し確認することとして、安全とは登録農薬を使用し、使用基準を守ること、安心とは生産者と消費者との信頼関係であるということが強調されました。もう一点は、当面守ることとして、農薬を使用するときの生産履歴のための記録の習慣をつけること、農薬の飛散、いわゆるド

リフト対策として隣の園地と仲よくすることとありました。この説明でも分かりますとおり、隣の園地をつぶすのに刃物は要りません。無登録農薬をこっそりまくだけでよいようなものです。残留農薬を計量して、その地域をつぶす、この残留農薬を計量する機械も結構高いらしいんですけども、やる気になれば出来るということで、こういうこともあり、今の何でもありの状況の中では、決してないとは言えないと私は思います。

次に、消費者の立場から見れば、日本生活協同組合連合会では、2005年2月から、青果物品質保証システムの本格的な展開に向けて提案を行っています。内容としては、農家の守るもの、生産者団体の守るものとして必須項目を挙げています。これらを実践することによって、生協の組合員はもちろん、一般消費者に対しても、安全で安心できる確かな商品として供給することが可能となる最低限の項目だとしています。また、推奨項目としては必須項目の上乗せであり、ステップアップをお願いしたいということから、必須項目と推奨項目を示し、生協産直の青果物品質保証システムの本格的な展開に向けて動いています。

次に、環境の面では、3月11日に東京都内で、緑豊かな農地や農村風景を守るため、都市の住民に何が出来るかを考えるフォーラム「未来につなげよう、美しい日本の緑」が開かれたことが12日の新聞で報道されていました。参加者は400人、基調講演で東大の生源寺眞一教授は「農村の高齢化が進む中、国民共有の財産である農地を守るため、都市住民の役割は今後さらに重要になる」と訴えておられました。こうして見ると、その放任園だけの問題でなく、生産者、消費者、そして環境など、今の時代を映したいろいろな問題が浮かび上がってきています。

そしてリンゴの産地を、我々の時代でつぶしてよいのか。そう思うとき、何とかしなければならない。そのためにはどうするか。若者に魅力を感じさせるような環境の整備が必要だと思うようになりました。しかし、個人の力ではなかなか出来ないのではないかと思います。

ここで行政の出番があるのではないのでしょうか。ここらでは、田んぼとリンゴ園が隣り合っています。農薬の飛散、いわゆるドリフトを防ぐことは今のままでは無理かもしれません。リンゴ栽培を続けたくても高齢で無理な人もたくさんいます。リンゴの畑が荒れています。ススキが見えます。見た目も悪く、土砂崩れの危険も指摘されています。景観上、それから宣伝上もかなりのマイナスと思われます。リンゴの生産地として130年にも及ぶ歴史のある県内最大のリンゴの生産地が泣きます。我々の時代でつぶしてよいのか、これは2回言ってしまいましたけれども、これはぜひ考える必要のある問題と思います。

そこで提案ですが、たまたま外国のホテルで部屋にリンゴが出ておりました。横手市のホテルや旅館ではリンゴを出しているのでしょうか。議会ではミカンが出ますけれども、リンゴはまだ出ておりませんです。私はそのリンゴを見て、ああ、ここはリンゴの産地なのだなと思いました。東京方面にばかり出荷するのでなく、足元から立て直す必要があるのではないのでしょうか。

長野県の塩尻市では、営農サポートセンターを設置し、経営規模の縮小や放任園などの拡大防止をやることにより、産地の維持発展に向けて農作業支援をやっていると聞いています。さすがだと思いまし

た。リンゴを作る農家が増えれば活気も出てきますし、地域社会、地域活力の維持のためにも極めて重要だと思います。私はリンゴの木を切って、根っこを抜いてしまうという対処方法よりも、産地の維持発展に向けて農作業支援をしてもらいたいと思います。支援をするか木を切るか、どちらを取るにしても、放任園の苦情が出た段階で、行政が放任園に対しての対処方法をはっきりと示し、放任は許さないとの立場を鮮明にする。出来れば放任園禁止条例でも作ることによって多くの生産者の要望に応える必要があると考えます。そうすることによって経営状態をよくし、そして税金を払ってもらおうと。そうすれば農家に活気も出るし、農地の環境保全にもつながると思います。ここで行政はどのような支援を行う方針なのか、市長の考え方を伺います。

次に、消火栓の質問ですけれども、おかげさまで私の住んでいるところにも1月12日に水道が設置されました。そして消火栓もつきました。本当にありがたいことです。

ところが、その消火栓設置の場所が悪いのか、今年の大雪が悪いのか、消火栓が歩道のロータリー除雪で埋まってしまいました。そんなことで、せっかく消火栓が出来たということもありまして興味がありましたので聞いてみたところ、あちこちで消防団員が手分けをして消火栓の除雪をしているとのことでした。除雪をしなければならぬ消火栓はどのくらいあるのか、またその除雪に要する経費はどのくらいかかっているのか、そこら辺はちょっとわかりませんが、消防法で求められている消火栓の条件としては、1分間に1立方メートルの水を40分以上放水可能なこととあります。いざというときに雪を掘ってから消火に当たることになれば、最初の数分間は放水もできず、せっかくの消火栓が100%の働きをしないことになります。横手市で平成17年の建物火災は28件、そのうち全焼は7件でした。2月28日は十文字の植田地区の火事がありました。ここは消火栓がないようですけれども、2月22日の大雄の火事では親子2名が亡くなりました。こんなとき少しでも早く使用できる消火栓であってほしいと思います。

豪雪地帯の消火栓を調べてみたら、長野県の木島平村では2段式消火栓を設置していました。田沢湖町、小安温泉にもあります。木島平村の消火栓は高さが2メートル5センチということで、雪のないときは普通の消火栓のところにはホースをつなぎますが、雪が積もったときにも使えるように高い部分にもホースをつなげるようにしているものでした。それから文化財防火デーの1月26日、八沢木の波宇志別神社神楽殿で消火装置の作動点検が行われたとの報道がありました。内容としては、揚水ポンプが遠隔操作で正常に作動するか、埋設管の水漏れはないか、自動火災報知器や消防への通報装置の作動は正常かなどでした。そして敷地内の放水装置の点検を行っている写真が報道されていました。関係者が1人、2メートルぐらいの雪を掘って、その穴の中でバルブのハンドルを回し、放水銃で放水をしているという写真でした。広くなった横手市では、こんな条件の場所が他にもあるのではないかと考えました。大雪にも対応できる消火栓設置を考えることは出来ないか、市長の考えをお伺いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

佐々木喜一 副議長 答弁を求めます。

市長。

五十嵐忠悦 市長 お尋ねがございました2点のうちの1点目でございますが、リンゴの放任園について、これにご答弁を申し上げたいと思います。

議員がさまざまな事例を挙げてご説明ございましたけれども、当横手地域における果樹栽培は、リンゴを中心といたしまして県内第1の産地となっておりますけれども、担い手の高齢化、あるいは後継者不足などによりまして遊休農地が山の手の園地を中心に拡大しつつあります。このような状況が拡大いたしますと、土壌流亡や病害虫のまさにご指摘のような温床となるわけでありまして、環境問題も懸念されるところであります。平成17年度から、いわゆる今年度からでありますけれども、県平鹿地域振興局では、果樹農家、JA、平鹿地域振興局農林部、果樹試験場、市の担当メンバーとする果樹遊休農地利活用検討チームを立ち上げまして、遊休農地の実態把握及び再活用方法等の検討をしているところでございます。いろいろ考えているところでございますが、まず1点目が樹園地再生型観光農園の模索であります。2点目が景観対策であります。3点目は他作物の導入、4点目といたしまして憩いの森的地としての再生など、モデル園地の設置などが対策案として出されておりますので、これらを検討しながら、今後対策を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

一方では、果樹振興対策として、優良品種及び樹種複合経営、新改植事業を推進するとともに、国内外への多彩な多様なマーケティング活動によりまして所得向上を図って、安定的な果樹経営を支援してまいりたいと、そのように考えているところでございます。また、担い手育成として、フロンティア農業研修者事業により後継者の育成を図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

消火栓等につきましては、担当の方から答えさせていただきたいと思います。

以上であります。

佐々木喜一 副議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 2番目の消火栓の設置についてのご質問ですが、大雪にも対応できる消火栓の設置を考えることは出来ないかということなんですが、現在、市に設置されております消火栓は1,327基でございます。冬期間における管理のための除雪は、消防職員、それから消防団員、それから一部消防団のOBの方々にご協力をいただきまして管理をいたしているところなんですが、今冬はやはり大雪によりまして消火栓の管理には大変苦労した経緯がございます。消火栓の管理につきましては、消火栓のあるところに旗を立てて位置の確認をして巡回をしながら管理をしているところでございます。

さて、ご質問の大雪にも対応できる消火栓の設置でございますが、今まで横手市に設置した実績はございませんが、既に、ご指摘のように背の高い多雪型の消火栓が開発、販売されておりますが、この消火栓につきましては、やはり積雪の多い地区には大変有効であるというふうに聞いております。ただ、価格がすごく高いということ、それから夏季における景観の問題もあります。そういう面で土地提供者の方からの設置の承諾がなかなか難しい点もある、そういう課題も抱えておりますので、設置につつま

しては当面、研究課題としていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 19番堀田議員。

19番(堀田賢逸議員) 放任園禁止条例のつくる考えはあるかないか、これをひとつお願いしたいと思います。

それから、消火栓ですけれども、価格が高いと今おっしゃいましたけれども、どれくらいならば高いということか、そこら辺がちょっと分からないので、私のこれをちょっと見ますと、30万は切ると思いますけれども、どれくらいが高くて、どれくらいが安いということ、そこら辺をひとつ教えてもらいたと思います。

佐々木喜一 副議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 禁止条例、放任園の放任することを禁止する条例ということだと思いますが、具体的に放任に至る経緯、あるいは財産、資産として木がどういうふうな状況になっているとか、そういう問題、やはり個人の財産にかかわる問題になりますので、簡単に条例で規制するのは難しいかなと思います。しかし、ご指摘のように放任されることによります隣地への被害、影響というのはあるわけですので、先ほど申し上げました、とりあえず4つの対策の検討をしているところでございますが、そういう中でも併せて放任されない工夫と申しますか、抑止と申しますか、その辺についても検討させていただきたいというふうに思います。

佐々木喜一 副議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 その消火栓のカタログを取り寄せまして見たところ、定価で34万円だそうです。高いか安いかというのは、福祉環境部では高いという、そういう印象を持ちました。

佐々木喜一 副議長 19番堀田議員。

19番(堀田賢逸議員) 放任園の関係は、まず私のいるところでは、奥の手を使って何とかこれを放任を止めさせるようなことを考えているようですけれども、これももう少し時間経ってみなければ分からないということで、どういう奥の手が出てくるか、ちょっとわかりませんが、今、期待しているところです。

それから消火栓の方は、やっぱり今年のように雪が多ければ、私は余り大したことはないんですけれども、やっている人たちは大変だと思いますので、そこら辺はよく検討して対応してもらいたと思います。

以上です。

会議時間の延長

佐々木喜一 副議長 本日の会議時間は諸事の都合によりあらかじめ延長いたします。

小笠原 恒 男 議員

佐々木喜一 副議長 33番小笠原恒男議員に発言を許可いたします。

33番小笠原議員。

【33番（小笠原恒男議員）登壇】

33番（小笠原恒男議員） 我が会派の齋藤議員の後では非常に迫力不足で、非常にやりにくいのでありますけれども質問させていただきます。私の場合は、質問といいますが、提案、お願いのようになるかと思っておりますけれども、ひとつよろしくご静聴の方をお願いしたいと思います。

先ほど齋藤議員の迫力ある農業に対する考え方を聞いていますと、反面、我々商工人にとっては、うらやましいなという感じがいたします。昨日の魁の夕刊に、品目横断的経営安定対策の説明が北の方で行われた事情が書いてありました。確かに新聞記事等にあるとおり、農政は猫の目のようにくるくる変わるのだと思っております。これは裏返してみますと、やはり国も農業は国の基幹産業だと、農業を衰退させてはいけなと、どういものがベターなのかということ、いろいろな意味で多角的に考えているからこそのいろいろなものが出てくるんだと思っております。しかし、それに対する補助金がちゃんとつくではありませんか。我々の中には一切そういうものはございません。ただ、自助努力でやっている中でも、今、新市になりまして、丸横、丸の横の経営資金が今までの1,000万から1,500万まで伸びまして、市長の英断の中で使わせていただいております。本当にありがとうございます。

そんな中で、私は常日ごろ思っているのは、農業と商工業は地域で言いますと車の両輪だと思っております。それも駆動輪だと思っております。この市議員の中には、その片輪を担う議員が私を含めて数少ないのでありますけれども、私はその一人として頑張っていきたいと思っております。そしてまた、市内3商工団体の代弁者として提案させていただきたいと思っております。今日述べることは、大変生臭く、露骨な提案であることは重々承知しておりますが、それでもあえて提案しなければならないという厳しい環境下に我々会員が置かれているということ、どうかご理解の上、理解していただければ幸いですと思っております。

そしてまた、まず始める前に一つ感謝申し上げなきゃいけないことは、この大変厳しい財政の中で、商工関係予算について、大変なご配慮をいただきまして感謝申し上げます。特ににぎわい創出事業の関連につきましては、市長のまちづくりに対する思いを感じた予算になっております。本当にありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、商工業者の支援について2点提案して、その意見を伺いたいと思っております。

まず1点目は、建築業者への間接的な支援についてでございます。

横手市の17年1月から12月までの住宅着工数は、前年対比5.2%と久しぶりに伸びました。しかし、今年18年からの予想にいきますと、大変冬の時代、厳しい時代が続くだろうと言われております。その中で一番危惧されることは、皆さんがいつも見ているテレビ、新聞の中で、コマーシャルが流れる大手

ハウスメーカー、それから市外の県内の大手ビルダーの進出が大変著しいことでもあります。数字を申し上げます。17年の横手市の着工数は568戸、前年対比5.2%のアップでした。その中で県外の大手ハウスメーカーが約17%、97戸を占めております。そして市外の県内のビルダーが約31%、176戸占めております。合わせて全体の48%、273戸です。これを金額に直しますと、この金額は県の土木課の中で大体平均値が出ております。1戸当たりが1,491万と出ています。それに273戸を掛けますと40億7,000万です。40億7,000万が市外へ流出していることとなります。住宅建設というのは、24業者の協力を必要といたします。そしてまたそれほど経済波及効果のすそ野が広いわけです。地域経済活性化のため、市外に流出する資金を市内にとどめるとしたら、市にとっても業者活性化によって市税となってフィードバックしてくるのではないのでしょうか、そう考えるわけでございます。

しかし、世の中は自由主義の中、競争力で負けては何にもなりません。その点では市内の業者の自助努力の足りなさは認めるものの、しかし、彼らの大手の資金力、営業力の差は歴然として、どうにもなるものではないと考えるのも事実です。ご理解いただきたいと思えます。

その中で何か支援が出来ないかと私は次のように提案したいと思えます。

市内の建築業者に住宅を発注してくれた施主への優遇策はできないかと。例えば固定資産税の一部減免、また住宅資金借入金金利の一部助成などがあると思えます。県を始め、市町村で形は違いますけれども実施しているところもあります。実施されますと、市民の負担軽減、業者育成につながり、また市内定住人口増加につながると確信しております。このことについてのご意見を伺いたいと思えます。

次に、地域商品券の利用についてお願いしたいと思えます。

先ほど22番の高橋議員の質問とリンクするところがございませうけれども、また、別の方面から切り込んでいきたいと思えます。

先ほど産経部長は、非常に今までは各地域局の中で、長寿祝い金や祝い金に使用されていたのは事実でございます。ただ、合併しまして横手市になりますと、新横手市には共通する商品券がございませう、これも事実です。ただ、今我々の中で、3商工会の中で商品券を新横手市で使えるようにしようではないかという模索が行われております。雄物川と増田は財団法人を取っておりますので、これは横手市を含めても、すぐ組織として立ち上げることは出来ます。その前にやはり長寿祝い金などは、その地域局の裁量にひとつ任せていただきたいというような気がいたします。市内の小売業者は、県外資本の大型店の販売競争によって非常に無残なものでございませう。旧市町村の商店街は、俗に言う歯抜け、シャッター通りなどと言われ、そういう状態になっております。

その対策として行政おのおの個店、商工会、商工会議所などが連携して販売促進事業を展開しておりますけれども、何せ大型店のチラシ攻勢、また低価格、量感ある陳列などには太刀打ちできず、大変厳しい状況に置かれております。そこで、地域発行商品券のもう一步踏み込んだ利用を望みたいのであります。商品券は確実に売り上げ増加につながり、消費者を含め、地域全体の利益を生む効果がございませう。そこで、先ほど申しました各種祝い金の活用はもとより、市内の各企業、団体、消費者にご利用を

お願いしておりますが、ここで先鞭を切って、もう一步踏み込んで、市役所の職員、ここにおられる市議会の皆様、夏、冬のボーナス時に、その一部に商品券を支給してもらえないものかと思うわけでございます。

しかし、給与というものは、地方自治法で規定されておりますので、組合との協議の上でなければ出来ないものだと思います。ご配慮の方をお願いしたいと思います。

代替支給が法的に無理であれば、ぜひ、自発的にご購入をいただきたいのでございます。ちなみに算出しますと、市職員、特別職も含めてですけれども、それと議員合わせますと約2,000人弱がおります。仮に1万円ずつの商品券をご使用いただきますと、年間約4,000万円弱の購買力が確實視されるわけでございます。このことによって地域の購買力を高めて、市内小売業者復活への起爆剤の1つになると考えております。このことについてもご意見をお聞かせいただきたいと思います。

最後になりますけれども、旧横手市の13号線に集積した商業施設は、ほとんどが県外資本です。旧横手市が実施しているトライ21、これも大変苦慮していることと思います。この商工業者の置かれている状態、このことをどうか皆様、ご理解の上、ご支援を願いたいと思います。また、活性化に結びつくよいアイデアがございましたら、どうかお教えいただければ幸いです。

これで前段の質問、要望といえますか、ご提案を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

佐々木喜一 副議長 答弁を求めます。

市長。

五十嵐忠悦 市長 お答えを申し上げたいというふうに思います。

商工業者に対する支援につきまして2点お尋ねがございましたけれども、まず1点目でございますが、市内にございます建築業者の方々に住宅を発注する際、施主への優遇策についてのお尋ねでございました。固定資産税の減免あるいは住宅ローン金利の利子補給等々の提案があったわけでございます。これにつきましては議員も触れておられますけれども、管内におけます住宅の建築状況というのは、15年、17年は、昨年に比べまして少し横ばいではありますが、15年に比べますと11%の落ち込みということで、大変厳しい状況にあるのは承知しているところでございます。また、建築確認などによります施工業者の把握に関しましても、これはもう先ほど議員から詳細に説明がございましたとおり、ここ数年来、大手ハウスメーカーが手がける物件が多くなっていると、そういう状況も認識しているところでございます。

このような状況の中で、地元の建築業にかかわる皆様のご努力は大変なものであることは承知しておりますので、何かよい手助けと申しますか、そういうものがないかということをお考えしているところではございます。

ご質問にありました具体的にごございました優遇措置でございますけれども、1つ目のこの固定資産税の減免であります、どうしても地方税法の規定というのが大きな壁でございます、減免該当事項と

いうものの制限が相当きつい状況でございます。基本的には災害に遭われたケースだとか、生活が困窮されているケースだとか、ごくごく限定された中での減免というようなことになっているところがございます。また、住宅ローンの利子補給につきましても、現行税制の中で住宅取得控除などの優遇措置が施されているわけございまして、市独自の新たな税制面での優遇措置を講じることにつきましては、基本的に税の公平性ということの観点から、なかなか難しいのかなというふうに思っているところがございます。

しかし、冒頭申し上げましたとおり、地元業者の皆さんが、こうした厳しい難局を乗り越えていただくためにも、ご提案あった以外について、何か具体的な支援する方向がないか、方策がないかということとを、私どもも担当部局挙げて、建築業の皆さん、あるいは商工業者、商工会の皆さん等ともいろいろお話をさせていただきたい、そのように思っているところがございます。

2つ目に、商工会発行の商品券の有効活用についてのお尋ねがございましたというよりも提案があったわけでありまして、これにつきましては、市町村合併前までは、それぞれの商工会におきまして、それ相当の創意工夫があって、その活用を図ってこられたようでありまして、地域の商業活動の活性化にも多いに役立ってきたというふうに思っているところがございます。また、活用の仕方につきましても、その多くが各町村との連携の中で地域の特色ある使われた方もなされたように聞いております。議員からご指摘がありました長寿祝い金、あるいはさまざまな副賞などへの活用も町村によって連携を図って実施をしてきたところもあるようでございます。新市になりまして、なお一層地域内商業の振興を図る上でも、議員ご提案ございました商品券の有効活用につきましては、確かに有効な手段だというふうには理解しているところがございます。その活用につきましては、合併の趣旨も踏まえまして、市民の皆さんが公平にその恩恵に浴することが出来るような調整というものを図りながら進めてまいりたい、検討していかねばならないことかなというふうに思っている次第でございます。

なお、かなり具体的に提案がございましたボーナスの一部というような部分でございますが、これは議員もご指摘ございましたとおり、ボーナスの一部として支給するというのは、なかなかなじみがたい部分もあるかなと思いますが、しかし、その趣旨については、我々としても看過できる話ではない。どういう形の協力出来るか、もとより強制できる話ではありませんので、任意でどういうふうなことが出来るか、これは市政を担当する者としても考えていかねばならない、そういう意味では、ぜひ検討させていただきたいというふうに思っている次第でございます。

具体的な部分について、議員の方からアドバイスがございましたら、お願い申し上げたいと思う次第でございます。

以上であります。

佐々木喜一 副議長 33番小笠原議員。

33番(小笠原恒男議員) 大変ありがとうございました。

先般、日銀による金融の量的緩和の廃止が決定されました。ただ、ゼロ金利政策は夏ごろまで続ける

という総裁のお話がありました。これは多分に、秋には金利の上昇を指すものだと思っております。我々中小業者にとって、このますます厳しい時代に突入することが懸念されております。このことを踏まえて、もう一度ご支援のほどをいろいろお考えになってみていただきたいと思います。

先ほどの建築業者の支援につきましては、私も税は住民にとっては平等、公平であるものだと思っております。そうでなければいけないと思っております。しかし、今、県では、県産材を一定量使用したときには、杉の羽目板をプレゼントしております。また大館市では床面積70平米以上の住宅に関しては、一定以上の秋田杉を使用した場合、条件によって5万、7万、10万の助成制度がございます。次の合川町のは、もしかすれば終わったかもしれませんが、私の知っている限りの当時では、町産材を使用した場合、木材代金に対して200万と。それからその住宅が若者が定住を目的に建設した場合はプラス50万、250万の金額の助成がございました。これと私は税の減免とどう違うのかと。税は法律の中の縛りがあると思っております。例えば条例の中で、誘致企業の固定資産税の減免なんかもあります。そこから考えていきますと、私は条例とかなんとかで、いろんなアイデアの中でやっていけば出来るのではないかと。またそれが税法上で出来ないのであれば、何かやはり県でやっているとか、合川町とか大館市のようなものが出来るのではないかと、何か一緒になって考えていただきたいと思います。お願いいたします。

それから、商品券の問題ですけれども、現に平成14年に群馬県の桐生市で行われております。このときは桐生市役所、市議会、消防本部に購入を呼びかけたそうでございます。購入はもちろん市長がおっしゃったとおり任意でございました。金額は役職によって段階をつけたそうでございます。でも7割の職員の方々、市議会の方々、消防本部を合わせて7割弱の方が購入していただき、1,516万2,000円の購入があったと書いております。今ちょっと尻すぼまりになっているみたいですが、組合の話の上で購入をしたということが書いてあります。いろいろ私は調べてみますと、全国的にいろんな先例があると思っております、地域活性化のために。私も頑張りますので、どうか市当局の方々も一緒になっているものを探して、何とか我々のこの厳しい経済環境を勘案しまして、助成の方をよろしくお願いしたいと思います。

時間もありませんので、最後をお願いしまして終わりとしたいと思います。

ちょっと質問事項と変わりますけれども、これは市長へのお願いでございます。先般も同僚議員からご発言がございましたけれども、岩手の金ケ崎に関東自動車のライン増幅が言われております。それに関連して自動車関連産業の研究事業が予算がついたと思っております。私は自動車部品の工場集積は、この横手市はここら辺にないだけの集積率だと思っております。公共企業振興審議会もでございます。私はここへの売り込みなどは、やはり市長が率先してトップセールスマンとなって部品の売り込み、いろんなものに当たっていただきたいと思います。営業はスピードです。どうかよろしくお願いいたします。

というのは、以前、スズキ自動車の総務部長に聞いたときがございましたけれども、この方は秋田の工

場が創業以来いるわけでございますけれども、スズキ自動車直営の秋田スズキ部品工場が、井川町に進出の際、創業するに当たって、県内の部品業者は誰一人としてセールスがなかったと聞いております。ほとんどが他県であったと。特に山形県の売り込みがすごかったと聞きました。中には市長がその町の会社の部品メーカーの社長を連れて売り込みに来たところもあったと聞きました。それほど他県は強いと、一生懸命だということを知っております。秋田県は、よく俗に言う「おれもやらねえから、おまえもやるな」と、そう言われる人種だと言われております。山形は「おれもやるから、おまえもやろう」と。岩手は「おれがやらねえから、おまえやれよ」と、そういう違いがこの3県にはあると言われております。私は何とかそういう引っ込み思案の秋田の業者を、市長が尻をたたいて「おれも行くからおまえも行こう」と、そういうふうにしてトップセールスとして向かっていただきたいと思っております。間違いなく関東自動車進出によって、周辺部の部品メーカーにも影響があると思います。それは雇用創出には必ずつながるものだと信じておりますので、何とぞご配慮の方、お願い申し上げます。質問を終わらせていただきます。答弁は要りません。

播磨博一 議員

佐々木喜一 副議長 30番播磨博一議員に発言を許可いたします。

30番播磨議員。

【30番（播磨博一議員）登壇】

30番（播磨博一議員） やっと2日目もラストバッターまで打順が回ってまいりました。

議場内の皆様初め、関連の皆様には大変お疲れのこととは思いますが、いましばらくご辛抱いただきたいというふうに思います。

4点ほど通告しておりましたけれども、順番に従って質問させていただきます。

今、農政は大きな転換をしようとしております。農家人口の急激な減少、特に農業を主な仕事とする基幹的農業従事者数は、平成17年の237万人から向こう10年間で4割減の144万人になると予想されております。さらにこのうち65歳以上のお年寄りが占める割合は6割を超え、放っておけば日本農業は内部から自壊するおそれがあると言われており、私たちのこの地域も全く同じ構造になっていると思われま。また一方で、国際的には大豆交付金などの生産に影響を与える施策である価格指示政策から、過去の生産実績による面積払いをする生産に影響を与えない施策への転換を求められております。こうしたことから、政府はこれまでの全農家を一律とした施策や個々の品目ごとの価格に着目した支援から、その対象を意欲と能力のある担い手に限定し、品目別の価格政策ではなく、経営全体に着目した政策である品目横断的経営安定対策にシフトを変更し、これによりWTOにおける国際強化に耐え得る政策を確立して、農業の国際競争力を強化しようとしています。

つまり、農家においては、構造改革のスピードアップを求められているわけです。この対策の支援の対象は、経営規模は4ヘクタール以上の認定農業者と一元経営をしている経営規模が20ヘクタール以上

の集落営農組織です。このことについて、市では各地区ごとに説明会を行っているようですが、まずその進捗状況をお聞きします。また、それぞれの地区によって水稲中心、複合中心、果樹中心などの地域の特徴があると思いますが、それに対応しての説明をしているのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、これまで旧市町村ごとに認定農家を認定しているわけですが、ハードルも高く、一方では認定されても、そのメリットがなかなか見えづらい部分もありました。午前中の答弁の中で、市においては新たに420万円を認定基準としたという話を伺いましたが、それによって認定農家はどのようなふうに変化していくのか、見込みを示していただきたいと思います。

次に、集落営農組織についてであります。先日の説明では、3年間で100組織を目標とし、18年度は30組織を作り、600万の予算でソフト事業を行う旨の説明だったと思います。その組織の数の目処と事業の具体的内容はどうなっているのでしょうか。集落営農の課題として考えられる経理の一元化、リーダーの育成、消費税などを含む税制への対応、集落内の合意形成など、このほかたくさんの課題があると思うが、どのような支援策を取られるつもりでしょうか。特に実際の作業で困難と思われる経理の一元化への支援についてお伺いしたいと思います。

経理の一元化というのは、代表者名義の口座を設ける、農産物の販売名義を集落営農組織とする、販売収入は、その口座に入金するというのが3つのポイントなようです。このイメージとしては、収入としての農産物の売上高と経営安定対策交付金などの補助金が集落営農組織口座に入り、半面、支出面については特段の条件はないようですが、一般的には肥料費、燃料費、農薬費、農機具費、修理費などを差し引き、労務代、剰余金、配当金などが個人の口座に振り込まれ完結するという流れのようです。一口に言葉で表せば簡単なようですが、実際には物品の管理、金銭の管理、労務管理など、かなり複雑な事務作業があるようです。県の農協中央会で出している一元という対応ソフトもあるようですが、慣れないと操作をこなすには時間が要るようですが、特に経理の一元化への支援対策はどうなっているのか、お伺いします。

次に、ハード面への対応についてですが、県はこれまで米以外の戦略作物向けの機械施設導入に助成してきた、いわゆる夢プラン事業を、従来の内容を残しつつ、担い手育成を主体とする事業に衣がえするという報道がありました。これは集落営農組織が米や大豆の機械、施設を導入する場合などが優先され、また認定農家に対しては、水稲の直播栽培関係の機械だけが、その対象となるようです。市では、当初予算で1億2,250万円を計上していますが、そのうちに、これに対象になる部分はどれぐらいで、またその中身についても伺っておきます。また、この中には不要農機の処分等も支援に含まれるのかどうかお願いします。

さらに、いろいろな事情で今回のこの経営対策に売り切れない、認定農家と集落営農組織ではカバーでき切れない部分の農家の対応についても、対策をお伺いします。

もう一つ、今回の対策とは直接関係はございませんが、これまで条件的に不利なところの農地保全に

大きな役割を果たしてきました中山間地直接払い制度というのがございますが、17年度において一部見直されたようですが、このことによる影響があったのかどうか、併せてお願いいたします。

このたび政府は3つの新たな対策を示すようですが、国際的にも国内的にも理解が得られるような、しかも足腰の強い農業への脱却を求められているわけで、農業者も農協も行政も、これまで以上の覚悟をもって、これに当たらなければならないと考えます。よろしくお願いいたします。

第2点目のポジティブリスト制についてでございます。

近年、牛肉のBSEやカイワレ大根のO-157などの発生、あるいは無登録農薬の使用などにより、消費者の食の安全性の関心が高まり、それとともに国内農産物については、トレーサビリティ、いわゆる生産履歴を記入することが必須事項になりました。各農作業を工程ごとに日付、肥料の使用料、農薬の使用回数と希釈濃度等を表にして農協に提出する仕組みになっております。特に農薬については、ダイホルタンなどの無登録農薬の使用が大きく報道に取り上げられ、農薬の使用には消費者の目が一段と厳しくなっております。農薬は、農薬取締法の規定により登録制度に基づき、薬効、薬害に関する試験、毒性に関する試験、残留性に関する試験、環境中での影響を見る試験などの安全評価が行われ、その結果に基づき使用基準や使用上の注意事項が決められています。したがって、これらを遵守していれば、守って使用していれば収穫された農産物に残留基準値を超える農薬が検出されることはないわけです。さらに生産者は、これまでも農薬散布時、対象以外の近接作物への飛散、ドリフト防止に注意をしながら、安全の確保に努めてきたところだと思います。

ところで、平成18年5月29日から施行される厚生労働省の食品衛生法の一部改正により、農薬の残留が厳しく規制されるポジティブリスト制度が導入されることになりました。この法律の施行により、これまで残留基準のなかったもののうち、国際基準などがあるものを暫定基準とし、ないものについては一律0.01ppmを採用して農薬の残留値を規制することになりました。この0.01ppmという濃度は、長さ25メートル、幅10メートル、深さ2メートルのプールに、わずか5ccの原液を垂らした値だそうです。私はこの食品衛生法の改正には大きな疑問を持っております。農業の生産現場に大変な混乱をもたらすのではないかというふうに考えております。人が生涯、その物質を毎日摂取し続けたとしても、安全上問題がない量を、許容一日摂取量、ADIと言うそうですが、現状ではいずれの食品も大きくADIを下回っていて、安全上問題がないという現実があるからです。つまりこれまでの農薬の使用法でも、安全上の問題はないということだと思います。

にもかかわらず、これからは例えば水稻の農薬がスイカや枝豆、あるいはアスパラガスに飛散したり、リンゴ園で散布した農薬が水稻や野菜などに飛散したり、このごろよく見かけられますが、リンゴ園の中に混在して植えられてあるモモやサクランボに飛散して、それらの収穫物から一律基準の0.01ppmを超える登録外農薬成分が検出されると流通は禁止されることとなります。しかも、それが個人出荷のものであればまだしも、共同出荷や農協出荷のものから検出された場合は、一体誰がその責任を負うことになるのでしょうか。これは大変なことです。県、農協、共済組合などの関係機関では、さまざまな対

応策を示して、農家に注意を呼びかけていますが、決定的なものはないように思います。有人ヘリによる航空防除が旧町村ごとでまちまちになってしまったのも、その証だと考えます。作目ごとの団地化も一つの方法だと考えますが、条件の整った限られた地区に限定されるのではないのでしょうか。現場からすれば、新たなコストアップにつながる何ものでもありません。去年は農産物の価格低迷に農家は泣かされました。農家がこれ以上のコストアップに耐えられるのでしょうか。このようなことが懸念されるポジティブリストですが、市ではどのように対応していくのかを伺いたいと思います。

1つには、水稻での有人ヘリによる航空防除が中止になったことへの対応について、2つ目には、網目1ミリのネットを設置すると、ドリフト防止にかなりの効果があるという話を聞きましたが、例えば指導センターなどが試験的にいくつかの圃場を設けて、その効果を確認するなど、行ってもいいと思うのでしょうか、どうでしょうか。

さらに、3つ目には、万が一、基準を超えた農産物が出荷されてしまった場合のことも検討しておく必要があると思いますが、その考えを伺っておきたいと思います。

地球上の人口はまだ増えるようです。食料をいつまでも輸入に頼ってられる時間はそう長くないと思います。作物を病気や害虫、雑草から守り、国内で安定的に食料を確保するためには、農薬の存在に頼らなければならない部分が多いと考えます。殊さらに厳しい基準を設けて規制を強めるのは、農家を疲弊させる大きな要因になるのではないかと心配しておりますが、市長のお考えを承りたいと思います。

次に、3点目として、受注希望型入札制度についてお尋ねいたします。

このことについては、さきの12月定例会において、奥山議員から質問があったわけですが、それを踏まえた上で再度お願いしたいと思います。

市長は答弁の中で、この入札制度を導入するに当たり、建設業界や公共の仕事を担う業界が、これまで地域で果たしてきた役割というものを評価しつつ、一方で税金の使い方についての地方公共団体の責任、そしてコスト削減という3つのバランスの中で相当悩みながらも、そして苦慮しながら事業に対しての判断をしなければならないというふうな答弁の内容であったと私は思っております。まさにそのとおりであろうというふうに感じたところであります。

しかし一方で、この制度についての不安の声が大きいのも事実であります。全国的に見ますと、特に先進的な自治体は、この入札制度を取り入れているところが増えているように思います。好景気の関東、東海地域のように、公共事業のほか民間事業量も多い地域では、この入札制度が大変よい方に機能すると思います。

翻って、我が地域はどうでしょうか。景気回復の足音はほど遠く、依然として少ない公共事業への高い依存度を置かざるを得ない状況にあり、生き残りをかけた淘汰競争の真ただ中にあると考えます。特に体力的に弱い周辺地域の中小零細業者の不安は大きいものがあると思います。新制度への移行期間としての1年は設けられていますが、どちらかという古い体質の業界なので、新入札制度を十分理解

しての自由な、そして公平な競争が出来るまでには、なお時間を要するのではないかと思いますでしょうか。

周辺町村部には、市全体の7割近い約580の建設建築関連の事業所がありますが、それぞれの地域の商工会加入者として登録されております。これに未加入の事業所を含めると、かなりの人数がかかわる地域の雇用と経済の大きなけん引役を果たしている業界であるとも考えます。さらに、これまでそれぞれの地域で行われてきた各種行事、イベントなどへの、そういった行事の際の大きな協力者でもあり、スポンサーでもありました。大いに地域を盛り上げてきた存在であると思います。

私は、先の市長の答弁にありました税金使用の透明性、公明性、その担保あるいはコストの削減を、そういった考えを否定するものではございません。当然そうあるべきと思っていると同時に、我が地域の実情を考えると、そこにはもう少し配慮と工夫があっただけでいいと思うし、議論も深めていくべきだと思いますが、市長のご見解をお願いしたいと思います。

最後に、4つ目の課題ですが、これは地域の方の課題として1点だけ質問しておきます。

市では、18年度中に新たな水道事業計画を策定される旨の説明があったと記憶しております。現在、雄物川地域には7つの簡易水道が整備されておりますが、唯一南部地区だけが、整備計画はあったものの、いまだ事業実施に至っていない状況にあります。集落ごとに小規模な水道組合で、その運営をしているのが実態であります。設備の老朽化、それに伴う維持管理費の増加や水質、水量の不安定など課題も多く、今後のあり方が心配されております。ライフラインの中でも最も重要な生活用水が安心なものであり、そして安定的に供給されることが強く望まれております。

新たな事業計画の策定に当たり、そのプロセスと併せて南部地区の水道が計画の中でどの位置に位置づけられるのか伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いいいたします。終わります。

佐々木喜一 副議長 答弁を求めます。

市長。

五十嵐忠悦 市長 議員からは4点お尋ねがございましたけれども、その中の3番目、受注希望型入札制度についてお答えを申し上げたいというふうに思います。

この制度につきましては、既に議員も相当ご研究されておるわけでありましたが、あえて申し上げますけれども、工事の概要を事前に公表いたしまして、入札参加を希望する有資格者の方の中からの申し込みに基づきまして審査を行った上で、原則としてすべての申込者を指名する制度であります。この方式は建設業者の皆さんの受注意欲をより反映することが可能となる制度であると、そのように考えているところでございます。

平成18年度は、この制度を試行的に、試みという字の試行であります。実施することとしておりますので、議員ご指摘のとおり、建築建設業者の皆さんに対しましては、その周知徹底を図るために十分な情報提供に努めてまいりたいと、そういうふうに考えているところでございます。

また、合併時の申し合わせ事項といたしまして、平成19年度からは特殊な内容や緊急を要する案件を除きまして、原則として受注希望型に統一するとされており。しかしながら、実際の導入に当たっては、関係者からの意見を伺いながら、平成18年度、来年度の試行結果を踏まえまして、その動向を十分見極めて行ってまいりたいと考えているところでございます。

議員ご指摘の配慮と工夫という言葉がございましたけれども、そのことを一つのキーワードとしながら研究をし周知を図り、英知も集め、進めてまいりたいと思う次第でございます。

そのほかにつきましては、担当の方からお答えさせていただきます。

以上であります。

佐々木喜一 副議長 産業経済部長。

阿部充 産業経済部長 農業対策についての経営安定対策、それからポジティブリストについて私の方からご答弁申し上げたいと思います。

まず、第1点目の農業対策という大きな項目のAの項目ですけれども、集落ごとに説明会を開いているようだが、その状況と地域の特徴に合った内容となっているかというお尋ねの内容でございます。

1月から説明会を開催いたしまして、3月10日まで216カ所、269集落を訪問しまして、JAとともに座談会を開催しております。説明の内容につきましては、経営所得安定対策でありますけれども、その地域の実情などもありまして、対策の進み後には、地域の実情に合った取り組み、あるいはどのような取り組みがよいか、さらに踏み込んだ説明をしているところでございます。例えば中山間地域につきましては、集落ぐるみの営農組織、複合部門の多いところでは複合作物は個人で行い、稲作部門についての機械の共同利用組合組織または大豆の作付地域では、稲作や大豆とを組み合わせました集落営農組織など、いわゆる地域の実情に合った説明をしているところでございます。

なお、説明後も要望があれば、日中、夜問わずに集落に入りまして、説明をさらに加えているところでございます。

2点目の、市としての新たな認定基準が設けられると思うが、それによって認定農家の状況はどう変化するかというお尋ねですけれども、現在の市の認定農業者は1,100人です。そのうち547人が今回の新しい対策の認定になれる4ヘクタール以上の農家となっております。また、対策の要件に満たない認定農業者の場合ですけれども、所得特例の要件、つまり所得目標の半分でも、いろんな条件によっては、この新しい対策の要件を満たすということができるといことが規定がありますので、その要件を満たす農家が結構出るんじゃないかなという思いもしております。そのために新しい横手市の農業経営基盤強化基本構想を、先ほどご答弁申し上げましたとおり420万円と設定しまして、近く県と協議に入ることになっております。この420万円が県から認められますと、認定要件も大幅に緩和されるわけでございます。また、その過半の210万円が基準となりまして、所得特例が受けられる農業者も多くなるのではないかなと思っているところでございます。

また、小規模農家につきましては、機械の共同利用型営農組織へ移行出来るよう最大限努力していき

たいと思っているところでございます。

3点目の今年度は30の集落営農を立ち上げたいということで、その見通しはどうかということ、あるいは600万円のソフト予算の内容というお尋ねでございますけれども、現在274集落で説明会を開催したところでございますが、これまでの感触では50ぐらいの集落、これが営農組織立ち上げに向けて話し合いが進められているのではないかなと思っております。今後も引き続き、JAなどとも連携しながら、新たな農業経営の構築に向けて、集落の農業者やいろいろ関係機関とも連携しながら、組織化に向けて努力してまいりたいと思っております。

また、ソフトの中身でございますけれども、要件を満たし設立しました組織に対しましては、会議研修視察費や経営管理のパソコンの購入費など、一部助成をしたいと考えているところでございます。経理の一元化につきましては、播磨議員さんご指摘のとおり、全中においてソフトを開発しておりまして、その導入なども指導していきたいと考えております。

また、ハード面の支援につきましては、国では各種施設を集中的、重点的に実施するため、農業機械の廃棄処分あるいは構成の農業機械の新規購入などにつきまして、いろいろ助成したいということで今検討がなされているようでございます。いずれにしましても、19年度予算に向けました夏ごろには、大方の内容が公表されるのではないかなと思っております。

経費の一元化、大変組織営農上大切な要素となっております。当初慣れるまで、ソフトの活用も大変だろうかと思いますけれども、これによりまして必要経費の明確化といえますか、どれぐらい、何がかかっているのかというのが一目瞭然になるわけでございまして、やはり経営の効率化にも資することができるのではないかなという感じでおります。

次に、4点目の認定農家と集落営農組織でカバーし切れない農家、農地対策はどうするのかというご質問でございます。また併せまして、今年度から中山間直接支払制度、新たになったわけでございますが、その影響はどうかというお尋ねでございます。

まず、1点目ですけれども、担い手でカバーし切れない農家、農地につきましては、その集落だけじゃなくて、その集落を超えた、いわゆる広域で集積できる担い手も対象となることができますので、そういう担い手を育成しながら推進していきたい考えでおります。

2点目の中山間直接支払いの件につきましては、17年度から制度が変わったわけでございます。これまでの変わった主な点につきましては、担い手の育成、あるいは農地の集積、さらには単独の集落だけではなく、隣接する集落との連携、こういうものが取り入れなければならないと。それらが取り入れられますと100%交付されることになっております。この条件を満たさなければ80%交付ということになっております。現在その対象82地区ございますけれども、そのうち26地区が8割交付となっている現状でございます。中山間地域でも担い手を育成しながら、中山間地域の集落営農が推進されるように話し合いながら農業振興が図られるよう、今後も努力していきたい所存でございます。

次に、大きな2番目のポジティブリストの件についてですけれども、1点目の水稻の有人ヘリ防除が

旧市町村により対応がまちまちになっていたが、その対策はというお尋ねでございます。

水稻の防除体系につきましては、転作作物が旧市町村単位で違うことからしまして、18年度、各ヘリ防除推進協議会で検討しました結果、有人ヘリあるいは無人ヘリ、地上防除ということで、いろいろ対応策が検討されてきております。回数を減らして殺虫剤のみの散布が3協議会、無人ヘリによるいもち病防除、殺虫剤散布が1協議会、航空防除といいますが、有人ヘリの全面廃止が4協議会というふうになっているところでございます。この指導につきましては、関係機関と連携しながら、座談会、チラシの配布などを通じまして、新しい防除体系の周知徹底を図っていく必要があると考えております。また、各推進協議会でも、必要に応じて薬剤費の助成などを検討しているということで、引き続き市としても連携しながら、対応策を検討してまいりたいと考えております。

それから、薬剤のドリフトということで、1ミリのネットの関係、市では指導センターで実証圃を設置する考えはないかというお尋ねでございますけれども、この件につきましては、農協等とも相談しながら対応策を検討してまいりたいと考えております。

それから、3点目の基準を超えた農産物が出荷されてしまった場合の対応策、今から検討しておくべきではないかなということのご指摘でございます。

基準を超えた農産物が出荷されまして検出された場合には、即時全量回収されまして、原因が解明されるまで出荷停止となるわけでございます。個人のみならず、産地としても、その経済的損失は莫大なものになりますし、大変な大きなダメージとなるわけでございます。各出荷機関におきまして対策を協議しておりますが、何よりも農薬ドリフトを防止するのが最大の対策と考えているところでございます。

いずれにしましても、播磨議員さん、ご指摘のように、農薬の使用に当たっては、使用基準を正しく守り、適正散布を心がけていただくことが一番大切な対策ではないかと考えておりますので、農家の皆さんにより指導を徹底していきたいと考えているところでございます。

以上、よろしくお願いいいたします。

佐々木喜一 副議長 水道部長。

田口春久 水道部長併上下水道部長 4点目の雄物川町南部簡易水道事業の整備について、これは新たな水道整備計画の中でのどういう位置づけになるかということについてお答え申し上げたいと思います。

水道事業におきましては、平成18年度、水道事業計画を策定することといたしております。この計画につきましては、旧市町村でそれぞれ計画を持っておるわけでございますが、それらを踏まえながらも、全市的視野で、市内全域の水の収支を含めました水道施設のあり方、必要な施設整備の費用等をお示ししまして、効率的な水道事業を行えるように検討するものでございます。

ご質問のありました南部地域と申しますのは、雄物川地域局の東西に走ります国道107号線の南側だと思っております。ここにつきましては、水量、水質とも、ちょっと課題があるというようなことはお伺いしております。今後、水道事業経営協議会などにもご相談しながら、新たな水道事業計画策定の中で、計画区域としての位置づけを検討してまいりたいと考えてございます。

いずれにしましても、水道事業の健全経営のためには、住民の皆様方のご理解とご協力が必要でございます。ご意見等を十二分にお伺いしながら進んでまいりたいと思っております。どうかよろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

佐々木喜一 副議長 30番播磨議員。

30番(播磨博一議員) 二、三点お願いします。

まず認定農家の件ですけれども、市では今回、認定基準を420万円にしたということでございますけれども、従来の旧市町村よりはかなり下がった数値になっているというふうに思います。420万円の根拠はどういうところかもわかりませんが、例えば1俵、今1万2,000円の世界でございますけれども、10俵としても1反歩で12万円、1町歩で120万、4町歩でも480万という売り上げにしかないわけでございます。

認定農家の多くの中では、やはり集落以外の認定農家を受けた人は、多分自己完結型の営農形態であろうかと思います。程度の差はいろいろあるかもしれませんが、経営内容によって多少のぶれはあると思いますけれども、先ほどもお話になった中でありましたけれども、水稻をメインに構えてやっているのが大半でないかなというふうに思います。例えば今の1万2,000円がずっと確保されていて、その中でまた新しい制度の中で、多少下がったときにその差額分を補ってもらえるというふうなことがずっと続いていくようであればいいのですが、どんどんこれから米価が下がっていくというふうな、そういう基調の中にあると思います。米を本当に8割以上もその経営の中でウエートを占めているような農家であるとすれば、機械設備、それからいろんな投資を考えると、10町歩あっても、本当に余り楽な生活、経営ではないかなというふうに考えられるわけでございます。

今回、新たに420万で認定を受けられた農家、こういう方々は実際、仮に支援がなくなっても、一人立ちしていけるような状態であればいいわけですが、いろんな事情で集落営農には入れないと、入るにはちょっと煩わしいというふうな部分もあるかと思いますけれども、そういう方、個人で頑張っていくという方々について、これからどうされるのかというふうなことを聞きたいわけです。

これまでの転作助成金なども先行きが不透明だというふうな話も伺っております。今とかく集落営農、集落営農というふうな形で、集落ばかりに目が奪われがちですが、1人で頑張っていこうというふうな農家についての、これからどういうふうに育てていくのかなというふうな部分をちょっとお願いします。

それから、夢プランについてですが、従来、米以外のものについて重点的に配分されてきたわけですが、そこからシフトしていくというふうなことでございますけれども、逆にまた複合部門で頑張っていこうというふうな農家もたくさんおられると思います。その辺の夢プランに取り上げられる優先順位といいますか、そういうのが下がるのではないかなというふうに危惧されております。そこら辺の状況がどういうふうになるのか、あるいはもしそういうたくさんの複合部門の方をやりたいというふうな要望があった場合に、市ではどういった対応をしてくれるのかなというふうなことを心配の声がありましたので、その辺もお願いしたいと思っております。

それと併せて、集落の場合ですけれども、やはり経理類の一元化が大変大きな課題になるかと思えます。私ちょっと、その一元というパソコンのソフトをちょっと拝見したんですけれども、慣れればこなせるのかなというふうに思いましたけれども、慣れるまで、ある程度のいろんな農家の経営なり、それから土地の関係なり、ちょっとした基礎知識を持っていないと、数字を打ち込むためにも技術というんですか、特に例えば税金のソフトのように、簿記の機能、知識を多少持ってないと打ち込めないというふうな、そういう感じの内容であったと思います。それについて、なかなか素人を講習していった、それをこなせるというには時間が必要かなというふうに感じました。この対策について、市で例えばどこかの市であったと思いますけれども、税理士をお願いして事務に当たってもらうとか、あるいは例えば農協の営農部の職員なんかは、多分にその中身について知っていると思いますけれども、農協の方でそれを代行といいますか、その仕事を請け負ってやるといった場合に、市として何か対応が出来るのかどうか、そういうこともお願いしたいと思えます。

それから、ポジティブリストについてですけれども、さっきもカドミで話になりましたけれども、風評被害というのが非常に心配されるわけです。部長の答弁に、農薬を適正に使用していれば、そんなに心配ないのではないかというふうにありましたけれども、適正に使用していても検出されるというのが0.01ppmだというふうに思っております。実際、出てしまった場合に、自分で意識のないままに、あるいは周りの人も、いや、どこから飛んできたかも分からないという中でも検出されるのが0.01ppmだというふうに認識しております。適正に使用していればというのが、もちろん大前提になるわけですが、そういう中にも出ないとも限らないわけです。二、三年前でしたか、私、研修でちょっと東京の方の大手のスーパーを訪問したことがありますけれども、向こうの方の大手のスーパーあるいは生協なんかでは、残留農薬を測定する装置を自前で持っていて、そこで出た場合には、すぐ対処するような、その産地に通告なり、そういうシステムが、そういうところを持っているところがたくさんというか、大手の中にはあります。そういうところから例えば偶然に、多分この0.01ppmというのは偶然にしか出ない数字だと思いますけれども、偶然に検出された場合、その風評に対する被害というのは本当に心配されるわけです。何が言いたいかといいますと、横手市あるいは農協と連携してでもいいですけれども、自前の残留農薬の装置を持つことは出来ないのかどうか、その辺を検討していただけないかなというふうな気持ちでございます。そのことについてお願いしたいと思えます。

次に、入札関係のことですけれども、市長ご指摘のとおりだと思いますけれども、逆にやっぱりどうしても周辺部地域には、公共事業がなかなかとれないと。今まで本当にそれに頼ってきた中で、制度を理解しつつも、なかなかその中に入り込んでいけないという現状があるようでございます。いろいろやり方はこれからまだまだ検討の余地があるというふうなお話でございましたので、例えば横手市であっても地域要件を設けるとか、細かく横手市全体ではなくて、いくらかの地域要件を設けるようなことができないのかなというふうに考えます。先ほどの小笠原議員の質問にもありましたけれども、同じ県内であっても大手の業者さんに仕事を取られてしまうというふうな悩みを抱えているというふうな話がご

ざいました。やはり横手市内の中にあっても、そういう状況にあると思いますので、そこら辺のご見解をお願いしたいと思います。

佐々木喜一 副議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 入札の件についてお答え申し上げたいと思いますけれども、私どもがこの制度について説明する機会というのは、それなりに機会があったわけでありまして、建設部が説明したケースだとか、あるいは私どもの幹部職員が業界の会合に招かれて、勉強会の講師に招かれていった折に説明するとか、その後の懇談の席で個別具体的話もされたりだとか、いろいろ数は重ねているところがございます。そういう中で、今、議員からご指摘あったように、大変心配する声と同時に、ビジネスチャンスとして考えている業者さんもおられるという事実であります。私どもはそういう事実もやはり決して無視はできないだろうというふうに思うわけでありまして、私どもは、先ほどの大手ハウスメーカーさんと同じことをしようとするわけでは決してなくて、この地域に一定の要件を持って存在する会社に仕事を出したいということでございますので、そういう意味では、その地域の中における一定の何と申しますか、競争するという部分は、やはりゼロには無理だろうというふうに思うわけであります。そういう意味で、地域要件というものが、そういうことを排除することになるのかどうか、その辺はよく検討しなければいけないのかなと思っているところでございまして、いずれ業界の内部でも、さまざまな考え方を持っている方もおられるということも我々は念頭に置かなきゃいけないのかなと思っているところで、そういう意味では、まさに悩ましい話だなというふうに思っているところでございます。

しかし、ご提案いただいた件は、我々の頭の隅にも入れながら考えていかなきゃならないことかなと思っている次第でございます。

以上であります。

佐々木喜一 副議長 産業経済部長。

阿部充 産業経済部長 所得目標420万円設定した場合、ひとり立ちして営農が続けていけるのかというご質問がございました。やはり自己完結型の経営というのを目標にする人もかなりいるかと思います。やはり米価の下落傾向が続く中で、自分で米をつくっていくというのは大変な状況かと推察しております。いずれ農業機械等も必要になりますし、そういう面ではコストもかかっていくわけでございます。これからのことを考えますと、どうしても農家所得を上げるためには、米一本だけではなく、やはり複合経営を目指していくのがより得策ではないかなということも考えております。

また、米づくりにおきましても、やはり特裁米とか、いろんな部分で特徴のある米を作っていく、そして高い品質を目指していく、こういうことが大切になるうかと思っております。

いずれにしても、この集落営農、強制して参加するというものでもございませぬ。今現在ある農機具、使えるうちは自己完結型でいきたいと思っている方も結構いるかと思います。いずれ将来に向けて後継者の問題もあろうかと思っておりますけれども、今、入らなければ、将来も入っていけないというものでもございませぬし、将来いずれ何らかの形で入っていきたいという、そういうケースも考えられると思

ます。市としましては、その個々の状況に応じながら、いろいろ相談に乗りながら対応策を検討してまいりたいと考えております。

次に、夢プランの関係ですけれども、確かに県の方では、今3月議会開催中ですけれども、前年より1億円多い7億円を予算計上しているということです。当初、我々のところに入った情報ですと、従来の夢プランの2分の1で抑えていきたいという話がありましたが、やはり今回の経営安定対策ということに主眼を置きまして、議員ご指摘のように、直播の田植え機械とか、そういう大型の機械に対して、また集落営農を目指す方に重点的に、この夢プラン事業を充てていきたいという思惑もあるようでございます。ただし、従来の施設型の夢プランですけれども、昨日、ちょっと県の方で説明会があったようでございますけれども、まだ詳しくは状況を把握しておりませんが、そんなに大きく後退したものではありませんということ聞いております。いずれ県議会が終了しまして、新年度に向けた新たな何と申しますか、検討というか、それが近くなされると思いますので、それに向けて対応していきたいと考えているところでございます。

それから、経理の一元化に伴いますソフトの関係でございますけれども、やはり我々もですけれども、頭が固くなりますと、どうしてもパソコンには向かいたくないというのが実情でございます。やはり日ごろ慣れていない方ですとなおさら、相当疲れるんじゃないかなという思いもしております。かつて各地域におきまして、簿記の講習会等も行った例もございます。今後は農協等ともいろいろ協議しながら、そのソフトの使用についての研修会なども検討してみたいなと思っております。

それから、ポジティブリストの関係ですけれども、確かに消費地は、こんなことを言えば大変失礼ですけれども、農産物、形のいいもの、見栄えのいいものというものを望んでいるようでありまして、それがますます顕著になってきているように感じております。やはりキュウリですと真っすぐ、トマトですとまん丸く完熟したもの、しかし一方では、つくる側は、それに対応していくとなれば、かなりの労力あるいは農薬の散布等かかるわけでございます。今後は、ただ作るだけじゃなくて、作る側の苦労というものも消費地に訴えていく必要があるんじゃないかなと、そういう思いをいたしているところでございます。それで、自前の検索機器等を購入できないかというご指摘ですけれども、これも生産者あるいは農協等ともいろいろ協議しながら検討を加えてみたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

佐々木喜一 副議長 30番。

30番（播磨博一議員） 最後に1点だけ、ちょっとお伺いしたいと思います。

とかく猫の目農政と言われますけれども、多分今回の経営安定対策も3年ごとになりますか5年ごとになりますか、いずれこういう仕組みですから、いい方向に改正されていくと思っております。それが農家のためにいい方向になるのであれば喜ばしいことですが、往々にしてそうでない方へ進んでいったというのが過去の実地でなかったかなと思っております。今回そうなることは限りませんが、そうなるおそれもあるわけで、そうした場合に、制度が変わったから、もしかして脱落する認定農

家、あるいは集落営農組織が出ないとも限らないわけで、そうならないためにも、余り支援といいますか、今回の支援が欲しいがための集落であったり、担い手であったり、そうでなくて、そんなものは要らないと。当てにしなくてもやっていけますよと、そういうふうな営農を続けてもらいたいというふうに思います。

市全体を見ますと1,800人からの職員がいらっしゃるそうですし、農協あるいはそういう関係団体と連携を密にしながら、例えばこれまで、そっちは役所の仕事だとか、そっちは農協の仕事だとか、いろいろ垣根があったように、そういう感じがすることも多々ありましたけれども、これだけ大きい市になりましたから、そういう垣根を取り払って、農協、共済、あるいはそういう諸々の消費者団体を含めて、そして市も行政も一緒になって、この横手市農業を盛り上げてもらいたいというふうに思いますので、そこら辺は十分に検討して取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

散会の宣告

佐々木喜一 副議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明3月15日は午前10時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 5時34分 散会